

第4次松戸市食育推進計画

— 楽しく、気楽に、食で育む元気なまつど —



令和5年(2023年)3月

松戸市

ごあいさつ



食育とは、食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることです。食は命の源であり、食育は市民の皆様が健康で豊かな生活を送るために欠かせないものです。

本市では食育を推進するため、「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」を基本理念に、平成19年度に松戸市食育推進計画、平成26年度に第2次松戸市食育推進計画、平成29年度に第3次松戸市食育推進計画を策定し、食育に関する様々な施策に取り組んで参りました。

しかし近年は、ライフスタイルの多様化や、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、食を取り巻く状況にも様々な変化や課題が生じています。

この度、第3次松戸市食育推進計画の期間が終了することに伴い、これまでの取り組みを振り返るとともに、近年の食を取り巻く状況や新たに見えてきた課題などを踏まえ、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする第4次松戸市食育推進計画を策定いたしました。

本計画では、これまでの基本理念や第3次計画の基本的な考え方を継承しつつ、3つの基本目標と15の基本施策を設けました。また、本市が抱える食に関する課題などを踏まえ、基本施策の中でも「健康寿命延伸のための望ましい食習慣の啓発」、「生産者との交流や農作業体験の推進」、「無理なく実践できる望ましい食習慣の提案・啓発」を重点施策として位置付け、更なる食育の推進を図って参ります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました松戸市食育推進会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました市民の皆様や関係諸団体の皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和5年3月

松戸市長 本郷谷 健次

ごあいさつ

松戸市食育推進会議では、その前身の食育推進委員会の段階を含めて、平成18年度より食育推進計画策定とその実施に関する取り組みを行ってきました。その取り組みは、千葉県内でもかなり早く、県の食育推進計画の策定に先駆けて第1次の松戸市食育推進計画を策定して以来、関係機関との連携を図りながら特色ある食育推進の取り組みを進めてきました。



松戸市では食育推進計画の策定に当たり、全国でも市レベルでは余り例のない市内4大学（千葉大学園芸学部・聖徳大学・日本大学松戸歯学部・流通経済大学）と松戸市との地域連携のもとで、市民3,000人および市内4大学の学生を対象とした食育に関する意識調査を実施し、計画の基礎資料としております。

また、市民参加型の食育イベントおよび食育モデル事業としてポップな食育かるたや教材の制作など、食育への市民の関心を高めるため特色ある取り組みがなされてきました。

今回の第4次松戸市食育推進計画では、ライフステージおよび多様なライフスタイル、そしてデジタル化などへ対応した食育を実施することを目標としています。

食育には、いくつかの特徴があります。一つは、食育はカバーする領域が大変広い範囲にわたっているという点です。具体的には、食と健康に関する領域、食べ残しや生ごみなど資源と環境に関する領域、地域の食文化をはぐくむことによる地域活性化の問題など、実に幅広い領域に及んでいます。

もう一つは、食育は現在の世代の人々のみでなく、将来の世代にも大きくかかわる問題であるという点です。つまり、食育は現在と未来をつなぐ長い視野が必要となる点が、挙げられます。

このように、食育は、多くの領域にわたる点、世代間の長期にわたる点で、私たちの視野と連携の環を広げることを必要としているのです。こう申し上げますと、食育とは、何かこむずかしいことと感じられるかもしれませんが、しかし、基本にあるのは、食に関わることをいろいろな角度から楽しむということではないかと思えます。そこから、私たちの食を始め、伝統、誇りなど、食育の活動を通じて地域のすばらしさを再発見できれば、これに越したことはありません。

私ども松戸市食育推進会議におきましても、地域の魅力を再発見し、その未来を見つめることができればとの思いで策定作業を進めて参りました。本計画が、食育の実践活動を通じた環の広がりにより、地域の魅力の発見と健康的で環境調和的な未来に通じる成果として結実することを、祈念いたします。

最後に、本計画の策定に至る過程で、ご協力とご尽力いただいた市民の皆様および関係者の方々に深く感謝申し上げます、挨拶のことばとさせていただきます。

令和5年3月

松戸市食育推進会議 会長
東京農業大学 教授 大江 靖雄

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1. 国・千葉県の食育推進計画と動向	2
(1) 国の計画と動向	2
(2) 千葉県の計画と動向	3
2. 食に関する社会情勢	4
(1) ライフスタイルの多様化による食習慣の変化	4
(2) 高齢化に伴う健康寿命の延伸や生活習慣病の予防	5
(3) 大量の食品ロスの発生	6
(4) SDGs	8
3. 松戸市食育推進計画	8
(1) 計画の趣旨	8
(2) 計画の位置づけ	9
(3) 計画期間	10
第 2 章 松戸市の現状と課題	11
1. 松戸市の現状	12
(1) 市の概要	12
(2) 市民の健康の現状	15
(3) 市の農業の現状	18
2. 松戸市の課題	24
(1) アンケート調査の結果から見えてきた課題	24
(2) 第 3 次松戸市食育推進計画の評価	30

第3章 第4次松戸市食育推進計画	37
1. 基本理念	38
2. キャッチフレーズ	38
3. 基本目標	38
4. 基本施策	40
(1)基本施策と体系	40
(2)基本施策と主な事業	41
5. 計画の推進	54
(1)推進体制	54
(2)目標値	55
(3)計画期間中のスケジュール	56
6. パブリックコメントによる意見募集	56
参考資料	57
1. 関係法令	58
2. 松戸市食育推進会議	62
(1)松戸市食育推進会議条例	62
(2)松戸市食育推進会議委員	64
3. 用語解説	65

本文中の*印が付いている用語については、65ページからの「用語解説」に説明があります。

第1章 計画の概要

1. 国・千葉県の食育推進計画と動向
2. 食に関する社会情勢
3. 松戸市食育推進計画

1. 国・千葉県の食育推進計画と動向

(1) 国の計画と動向（「第4次食育推進基本計画」序文より抜粋）

食は命の源であり、私たち人間が生きるために食は欠かせない。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要である。

平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定され、国は15年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な関係者ととともに食育を推進してきた。

その間、日常生活の基盤である家庭における共食*を原点とし、学校、保育所等が子供の食育を進め、都道府県、市町村、様々な関係機関・団体等、地域における多様な関係者が様々な形で食育を主体的に推進してきた。

しかしながら、我が国の食をめぐる環境は大きく変化してきており、様々な課題を抱えている。

高齢化が進行する中で、健康寿命*の延伸や生活習慣病*の予防が引き続き国民的課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増している。人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食*市場の拡大が進行するとともに、食に関する国民の価値観や暮らしの在り方も多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきている。古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化が失われていくことも危惧される。

食を供給面から見ると、農林漁業者や農山漁村人口の著しい高齢化・減少が進む中、我が国の令和元年度の食料自給率*はカロリーベースで38%、生産額ベースで66%と食料の多くを海外からの輸入に頼っている。一方で、食品ロスが平成29年度推計で612万トン発生しているという現実もある。

また、近年、日本各地で異常気象に伴う自然災害が頻発する等、地球規模の気候変動の影響が顕在化しており、食の在り方を考える上で環境問題を避けることはできなくなっている。

国際的な観点から見ると、平成27年9月の国連サミットで採択された国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものである。SDGsの目標には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標がある。食育の推進は、我が国の「SDGsアクションプラン2021」（令和2年12月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）の中に位置付けられており、SDGsの達成に寄与するものである。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、世界規模に拡大し、その影響は人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及した。接触機会低減のためのテレワークの増加、出張機会の減少等により、在宅時間が一時的に増加するとともに、外出の自

粛等により飲食業が甚大な影響を受けるなど、我が国の農林水産業や食品産業にも様々な影響を与えた。また、在宅時間や家族で食を考える機会が増えることで、食を見つめ直す契機ともなっており、家庭での食育の重要性が高まるといった側面も有している。

こうした「新たな日常」の中でも、食育がより多くの国民による主体的な運動となるためには、ICT（情報通信技術）や社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットも積極的に活用していくことが必要である。

このような情勢を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年度からおおむね5年間を計画期間とする第4次食育推進基本計画を作成する。

(2) 千葉県の計画と動向（「第4次千葉県食育推進計画」序文より抜粋）

平成17年6月に、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを目的として、食育基本法が制定されました。

千葉県では、同法に基づき、平成20年11月に元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画（第1次千葉県食育推進計画）、平成25年1月に「ちばの恵みを取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を基本目標とした第2次千葉県食育推進計画、平成28年12月に第3次千葉県食育推進計画を策定し、県民運動として食育を推進してきました。

その結果、「食育」は県民に広く浸透し、県内各地で多様な関係者による食育の取組が進められています。

しかしながら、依然として、若い世代では、男女ともに朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないことや、女性は、やせ（BMI*18.5未満）の割合が高いこと、壮年期では、男性の肥満（BMI*25以上）の割合が高いこと、高齢期では、男女とも75歳以上から低栄養傾向（BMI*20以下）の割合が高くなること等、引き続き取り組んで行くべき課題があります。

また、高齢化が進む中、健康寿命*の延伸は重要な課題であり、食育の観点からも積極的な取組が必要となっています。

また、国内ではまだ食べることのできる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されており、国内の食品ロス量は年間570万トン（令和元年度推計）に及びます。大量の食品が食べられないまま廃棄されている状況の中、日々の食べ物が、生産者をはじめとして多くの関係者に支えられていることを理解し、食に対する感謝の気持ちを深めるための食育の重要性が増しています。近年、台風や豪雨等の異常気象に伴う自然災害も多発しており、環境問題や災害時の備えを意識した取組についても食の在り方を考える上で重要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの増加、出張機会の減少等により、在宅時間や家族で食を考える機会が増えることで、食を見つめ直す契機ともなっています。

そこで、第3次計画の基本目標を継承しつつ、これまでの食育推進の進捗状況、食をめ

ぐる状況や諸課題を踏まえ、就学前の子供から高齢者まで各ライフステージに応じた施策や生産から消費まで食のつながりを意識した施策を講じるなど、本県における食育を総合的かつ計画的に推進するため、第4次千葉県食育推進計画を策定しました。

2. 食に関する社会情勢

(1) ライフスタイルの多様化による食習慣の変化

近年の日本では、単身世帯や核家族*の増加、女性の社会進出など、ライフスタイルや働き方の多様化により、食習慣にも様々な変化が生じています。

単身世帯や共働きの核家族*世帯などでは、食事の時間を十分に確保することができず、朝食の欠食、栄養バランスに配慮した食事の減少、共食*の減少など、望ましい食習慣を実践しづらい世帯があると考えられます。調理の時間が取れないことや経験が少ないことで、「中食*」やデリバリーの利用も普及しています。

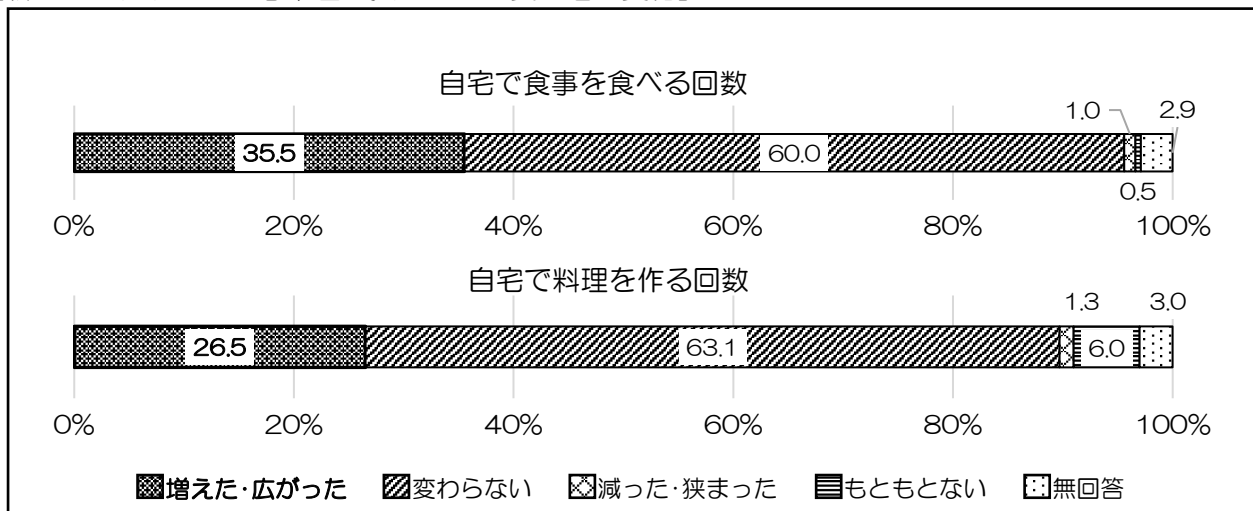
加えて、2020年以降の日本国内における新型コロナウイルス感染症の流行による影響は、人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観にまで波及し、食を取り巻く状況にも様々な変化をもたらしました。

農林水産省が実施した「食育に関する意識調査報告書（令和3年3月）」によると、新型コロナウイルス感染症の拡大前と比較した食生活の変化として、35.5%の人が「自宅で食事を食べる回数」が増えたと回答し、26.5%の人が「自宅で料理を作る回数」が増えたと回答しています。

接触機会低減のため、在宅時間の増加や外出の自粛などにより、飲食業が甚大な影響を受けるとともに、食品の需要が減少したことで大量の食品ロスが発生するなど、国内の農林水産業や食品産業にも様々な影響を与えました。また、外食や会食の機会が減少したことで、単身世帯では孤食*が増え、人々の心身にも影響を及ぼしていると考えられます。

一方で、在宅時間や家族で食を考える機会が増え、食を通じた健康づくりが注目されるなど、食を見つめ直す契機となり、家庭での食育の重要性が高まった側面も有しています。

【新型コロナウイルス感染症の拡大による食生活の変化】



※農林水産省「食育に関する意識調査報告書(令和3年3月)」を基に作成

(2)高齡化に伴う健康寿命*の延伸や生活習慣病*の予防

日本の総人口は、2011年以降、継続して減少し続けています。一方で、1950年以降、65歳以上の高齢者の人口は一貫して増加し続けており、高齡化が進行しています。

高齡化が進行する中で、健康寿命*の延伸は国民的課題であり、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応し、切れ目のない食育を推進することが求められます。

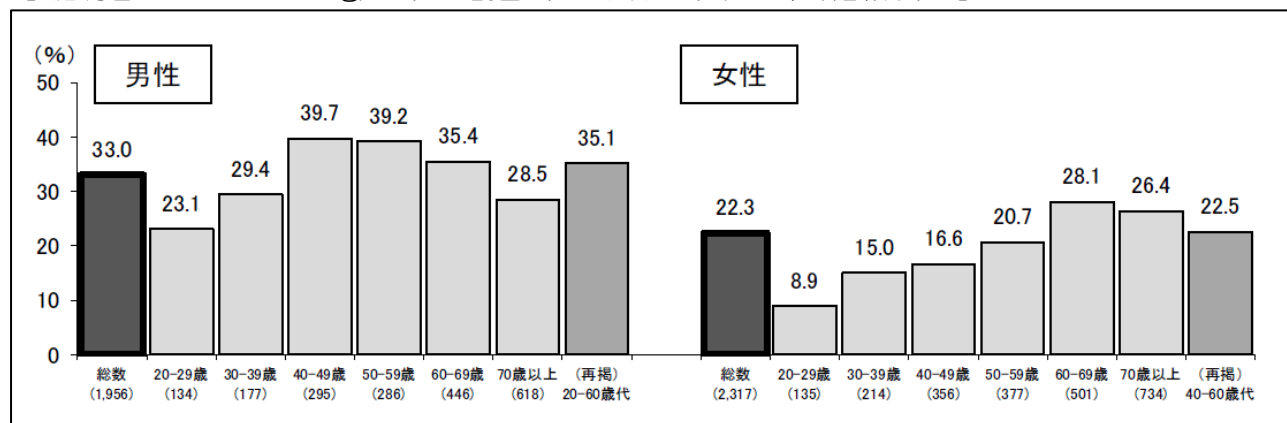
しかしながら、成人男性は肥満、若い女性はやせ、高齢者は男女とも低栄養の者の割合が高くなる傾向があり、食生活に起因する課題が見受けられます。

また、成人の食事の状況として、野菜の摂取量は不足し、塩分の摂取量は過剰となっている傾向があり、生活習慣病*の要因の1つと考えられ、改善が求められます。

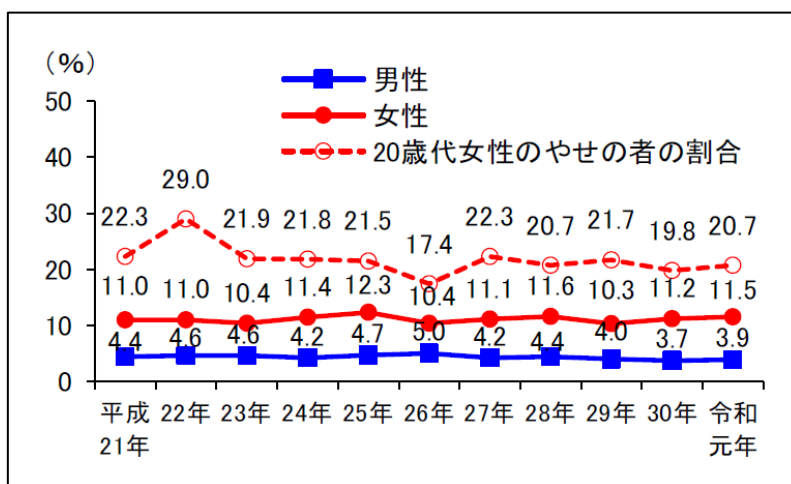
厚生労働省は、成人1日当たりの野菜摂取量の目標値を350gとしています。同省が実施した「令和元年国民健康・栄養調査」の結果によると、摂取量の平均は280.5gと不足しています。

また、1日当たりの食塩摂取量は男性7.5g未満、女性6.5g未満を基準としています。同調査の結果によると、男性10.9g、女性9.3gと過剰になっています。

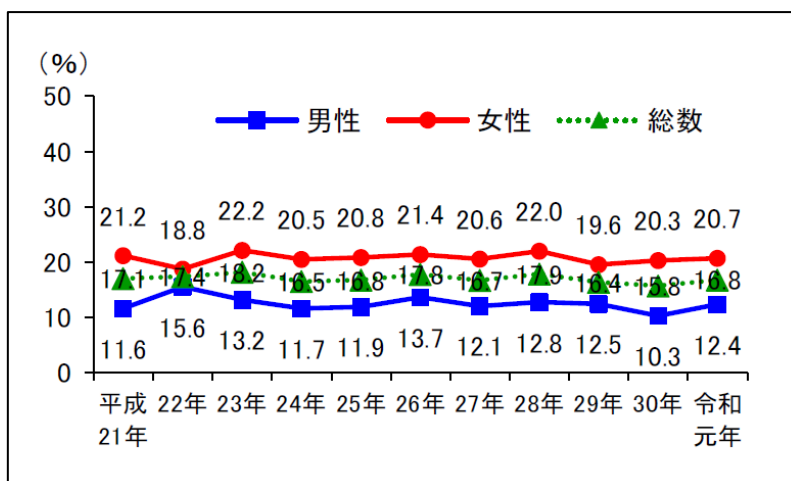
【 肥満者(BMI* ≥ 25 kg/m²)の割合(20歳以上、性・年齢階級別) 】



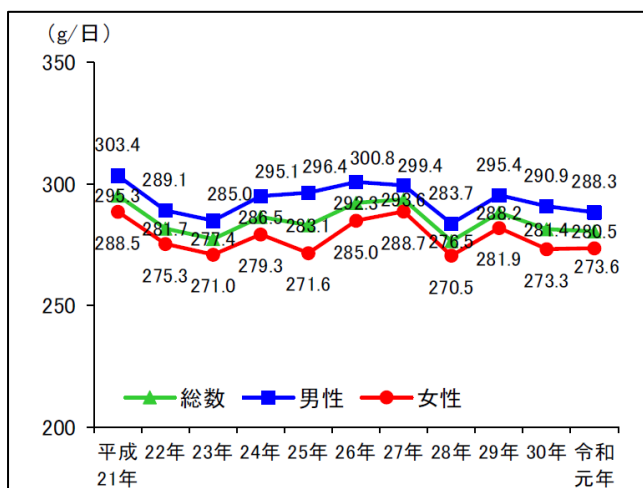
【 やせの者(BMI* < 18.5 kg/m²)の割合の年次推移(20歳以上) 】



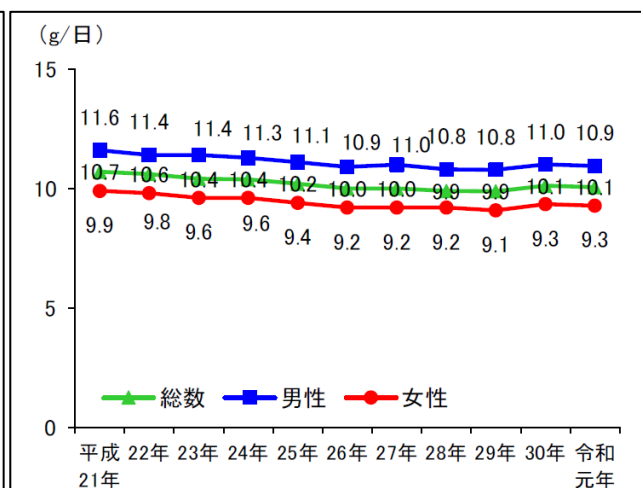
【 低栄養傾向の者(BMI* ≤ 20 kg/m²)の割合の年次推移 (65歳以上) 】



【 野菜摂取量平均値の年次推移 (20歳以上) 】



【 食塩摂取量平均値の年次推移 (20歳以上) 】



出典：厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」

(3)大量の食品ロスの発生

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品をいいます。

日本では生産、製造、販売、消費などの各段階において日常的に食品が廃棄され、年間522万トンもの食品ロスが発生し、その内、事業活動を伴って発生する量は275万トン、各家庭から発生する量は247万トンとなっています。(令和2年度推計値。)

大量の食品ロスの発生は環境や経済などへ様々な影響を及ぼし、2015年9月の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっています。

環境の観点では、食品ロスを含めた多くのごみを廃棄するため、ごみの輸送や処理による温室効果ガスの排出や、焼却後の灰の埋め立てなどによる環境負荷が懸念されます。

経済の観点では、日本は食料自給率*が減少傾向にあり、食料の多くを輸入に頼っているが、その多くを食べずに廃棄しており、経済的な損失が大きい状態となっています。

人や社会への観点では、多くの食品ロスを発生させている一方で、世界には栄養不足の状態にある人々が数多く存在し、食料の多くを輸入に依存している日本にとって、真摯に取り組むべき課題とされています。

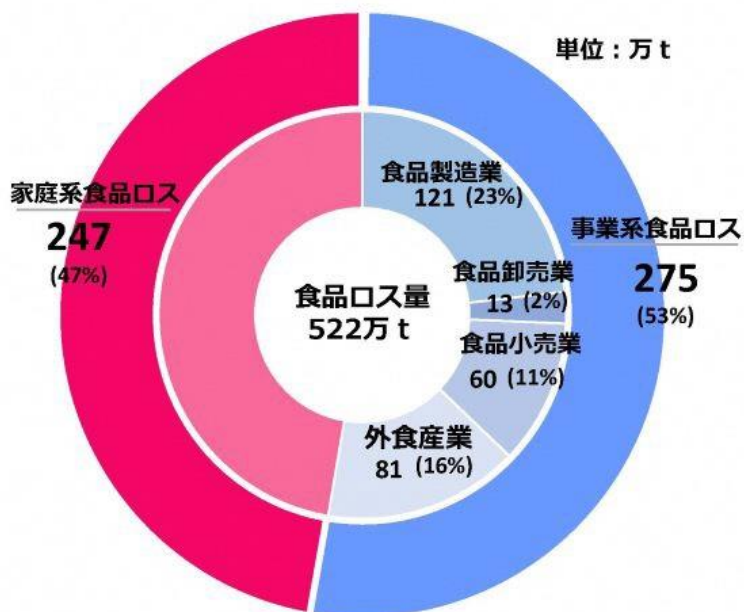
食品ロスを削減していくためには、国民がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要です。

また、まだ食べることができる食品については廃棄することなく、フードバンク*などの取組を活用し、貧困、災害などにより必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要です。

国、地方公共団体、事業者、消費者などの多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が成立し、5月31日に公布、10月1日に施行されました。

市町村は、この法律に基づく基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、松戸市においても、令和4年3月に「松戸市ごみ処理基本計画」に内包する形で、食品ロス削減推進計画を策定しました。

【 国内の年間の食品ロス発生量 】



国民 1 人当たり食品ロス量

1日 約113g
※ 茶碗約1杯のご飯の量 (約150g) に近い量

年間 約41kg
※ 年間1人当たりの米の消費量 (約53kg) に近い量

資料：総務省人口推計(2020年10月1日)
令和元年度食料需給表 (確定値)

出典：農林水産省ホームページ

(4)SDGs (Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標)

「SDGs (Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標)」とは、2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

SDGsの目標には「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」など、食育とも関係が深い目標があります。

【SDGs 17の目標とアイコン】



3. 松戸市食育推進計画

(1)計画の趣旨

平成17年6月、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを目的として、食育基本法が制定されました。

松戸市では同法に基づき、平成20年3月に松戸市食育推進計画、平成26年8月に第2次松戸市食育推進計画、平成30年3月に第3次松戸市食育推進計画を策定し、「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」を基本理念として食育の推進に取り組んできました。

しかしながら、令和3年度に実施した食育に関する市民アンケート調査の結果では、朝食を欠食する人の増加や、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人の減少、若い世代の食に対する意識の低下など、依然として改善に向けて取り組むべき課題が見受けられます。

また、国内全体においても、高齢化に伴う健康寿命*の延伸、食品ロスの削減、SDGsの達成に向けた取組など、食に係る様々な課題があります。

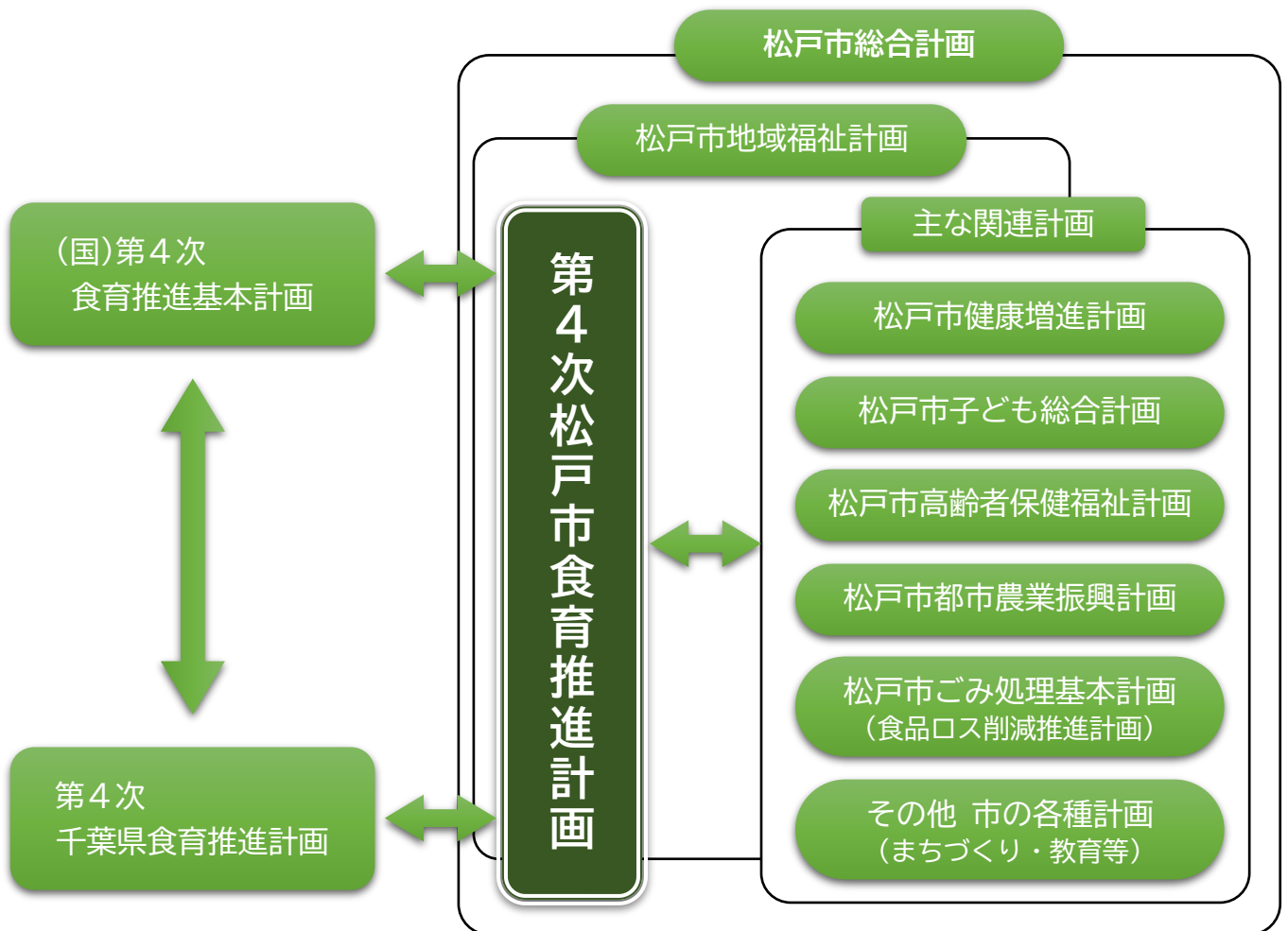
そこで、これまでの計画の基本理念を継承しつつ、国及び千葉県の計画や食に係る諸課題などを踏まえ、本市における食育を総合的かつ計画的に推進するため、第4次松戸市食育推進計画を策定します。

(2)計画の位置づけ

食育基本法第18条第1項に規定される「市町村食育推進計画」として位置づけ、松戸市が取り組む食育に関する施策や目指す姿を示す、食育の基本計画とします。

策定にあたっては、国の第4次食育推進基本計画、第4次千葉県食育推進計画との整合を図るとともに、松戸市総合計画における個別計画としても位置づけ、各分野（環境、教育、健康、福祉など）の計画や、食育の推進に関連する各施策との連携、調和を図り、総合的に食育を推進します。

【 計画の体系図 】



(3)計画期間

本計画は、国、千葉県の計画期間に準じ、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間の計画期間とします。

年度 (西暦)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
国	第2次 食育推進基本計画		第3次食育推進基本計画					第4次食育推進基本計画						
千葉県	第2次 千葉県食育推進計画		第3次千葉県食育推進計画					第4次千葉県食育推進計画						
松戸市	第2次松戸市食育推進計画		第3次松戸市食育推進計画					第4次松戸市食育推進計画						

コラム①

食育ピクトグラム

「食育ピクトグラム」とは、令和3年10月に農林水産省が作成したもので、食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、単純化した絵文字(ピクトグラム)で表現したものです。

各アイコンは「食生活指針」も参考に、国の食育推進基本計画の目標や重点事項に取り上げられている項目から選択されています。

ピクトグラムは小売店の店頭、学校の教育現場、食育を行う際の啓発資材、商品の包装への印刷等、様々な場面で無料で活用でき、本計画の表紙にも掲載されています。



第2章 松戸市の現状と課題

1. 松戸市の現状
2. 松戸市の課題

1. 松戸市の現状

(1) 市の概要

- 人口：496,540 人（令和4年4月1日現在の常住人口）
- 世帯：234,032 世帯
- 面積：61.38 平方キロメートル（南北 11.5km、東西 11.4km）

松戸市は、千葉県の東葛地域(北西部)に位置し、西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区、江戸川区、埼玉県三郷市に隣接し、南側は市川市、東側は鎌ヶ谷市、東側から北側にかけて柏市・流山市と隣接しています。

また、都心から 20 キロメートル圏に位置し、市内には複数の鉄道路線や幹線道路が整備されています。一方で、江戸川や 21 世紀の森と広場をはじめとする多彩な水やみどりの資源が存在し、農地や樹林地、河川、公園など、自然的な土地利用が約4分の1を占めています。



出典：松戸市ホームページ

コラム②

松戸市食育シンボルキャラクター「ぱくちゃん」

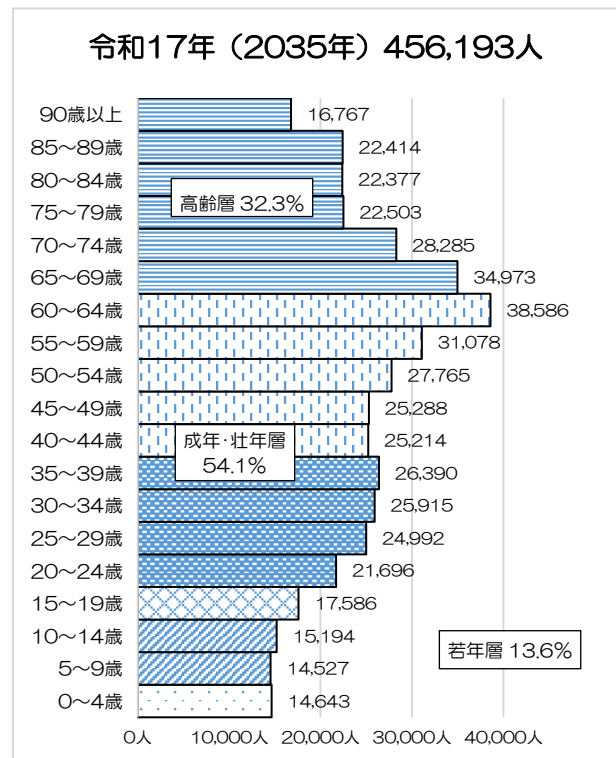
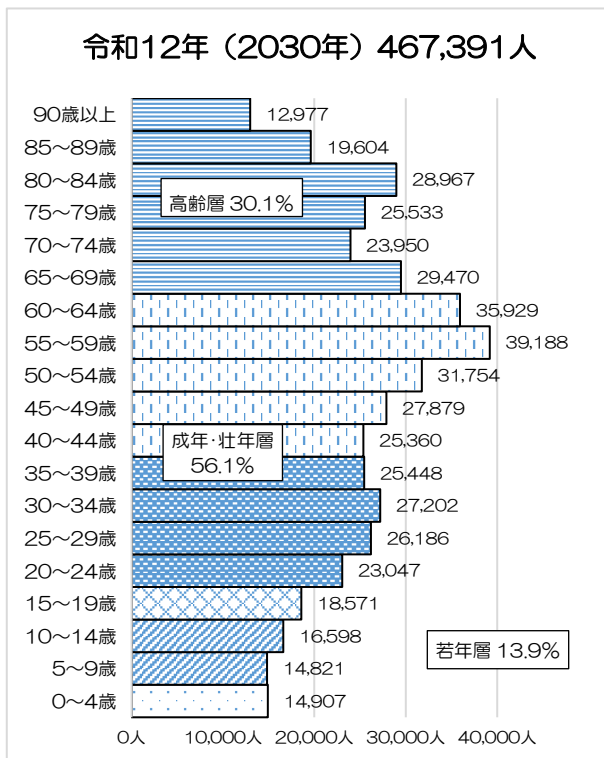
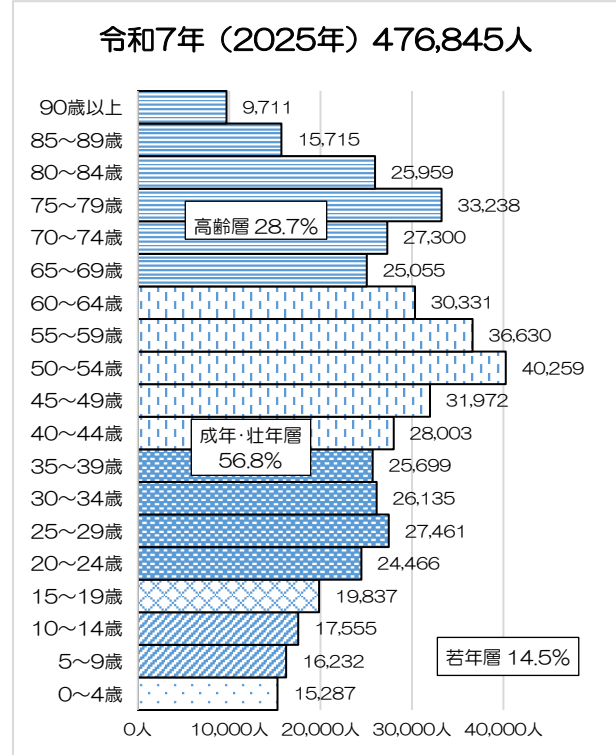
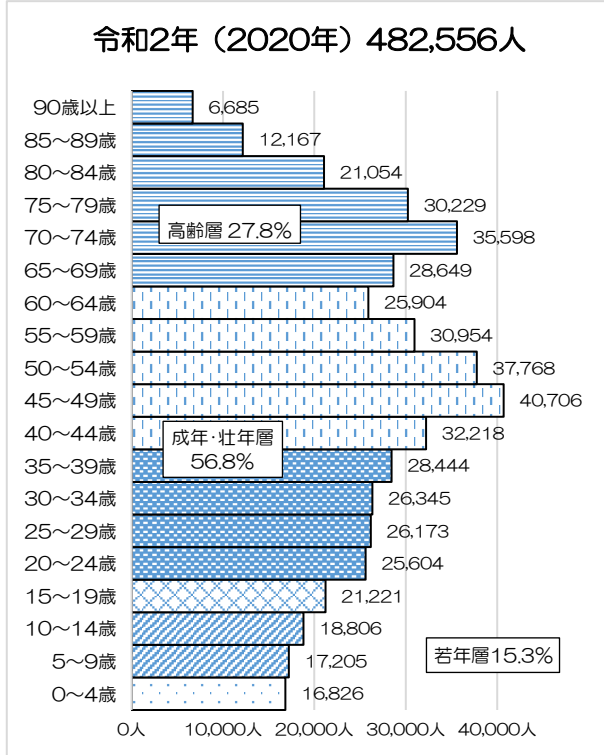
「ぱくちゃん」は、松戸市の食育のシンボルキャラクターでナスの妖精です。

平成 19 年 5 月 15 日号の広報まつどでキャラクターを募集し、559 通の応募の中から市長賞に選ばれた、松戸市立第一中学校の生徒（当時）の作品をもとにデザインされました。松戸市のイベントや刊行物に登場し、市の食育の推進のために活動しています。



○人口推計

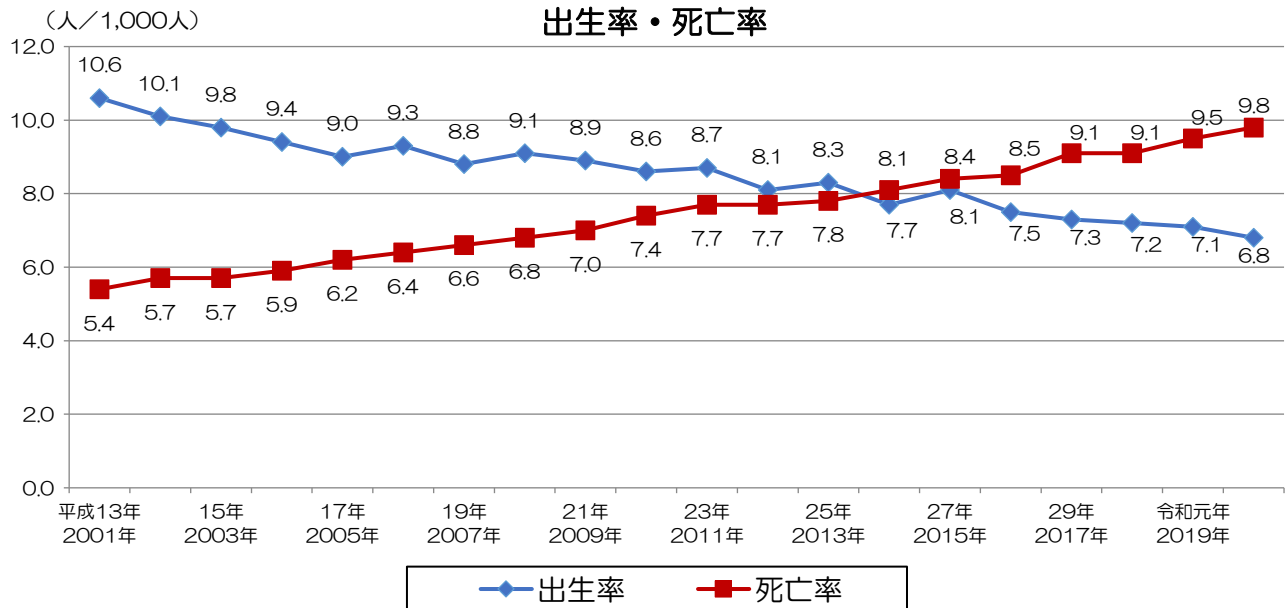
令和2年時点で45歳から49歳の年齢層が最多となっており、以降もその層が年齢の経過と共に最多となる状況が予測されています。以後15年の間に総人口は減少し、年代では若年層が減少、高齢層が増加し、少子高齢化の進行が予測されています。



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に作成。

○松戸市の出生率と死亡率

平成 26 年以降、死亡率が出生率を上回り、その差が大きくなっています。

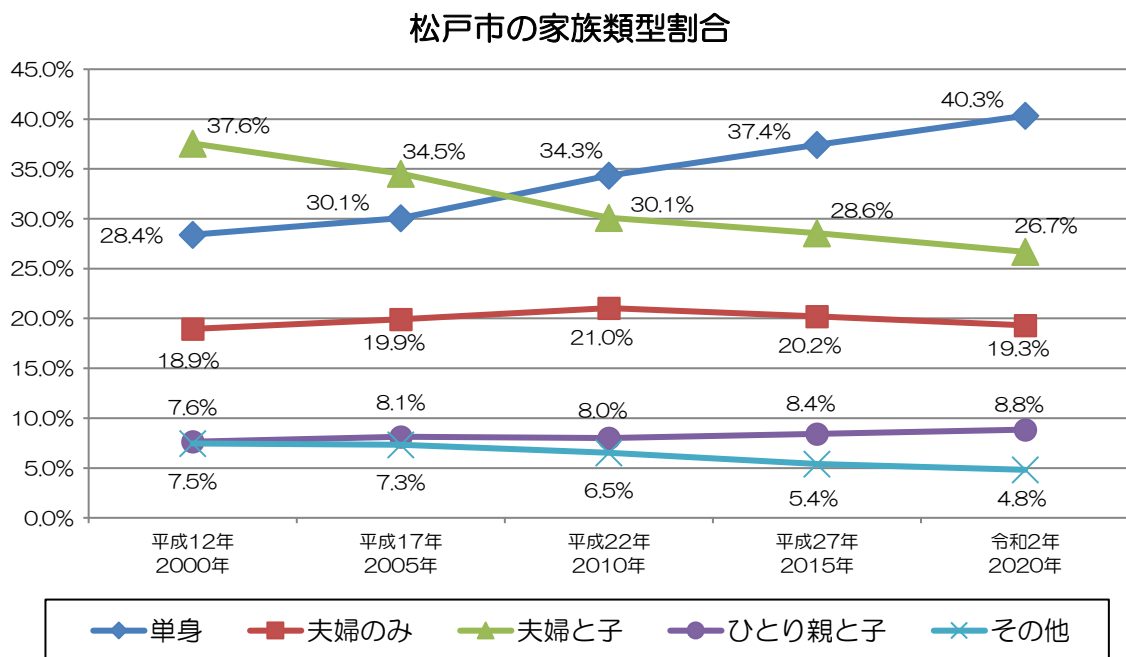


※千葉県衛生統計年報(人口動態調査)「第 2-1 表 千葉県・保健所・市町村別人口動態総覧」を基に作成

○家族類型

単身世帯のほか、夫婦や親と子などの核家族*が多く、3世代以上が同居する世帯(「その他」に含む。)は少なくなっています。

夫婦と子の世帯は減少する一方、単身世帯が増加傾向にあり、令和2年には約4割を単身世帯が占めています。

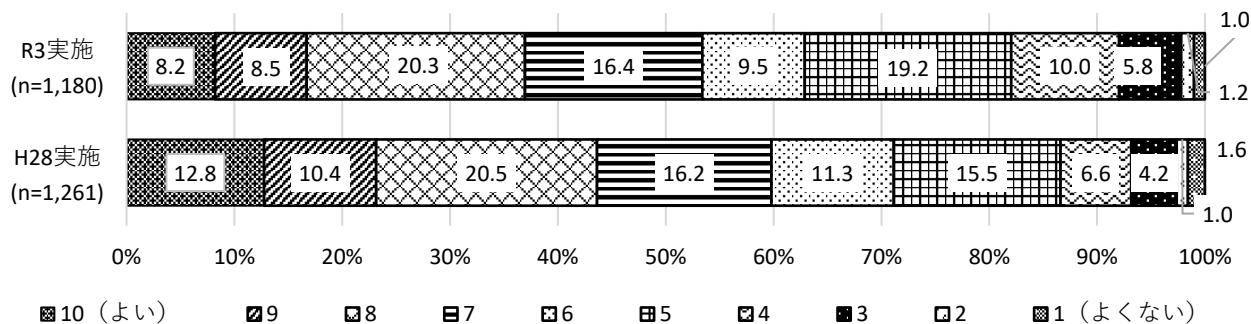


※松戸市統計書(国勢調査)「世帯の家族類型(16区分)別一般世帯数」を基に作成

(2) 市民の健康の現状

①全身の健康状態

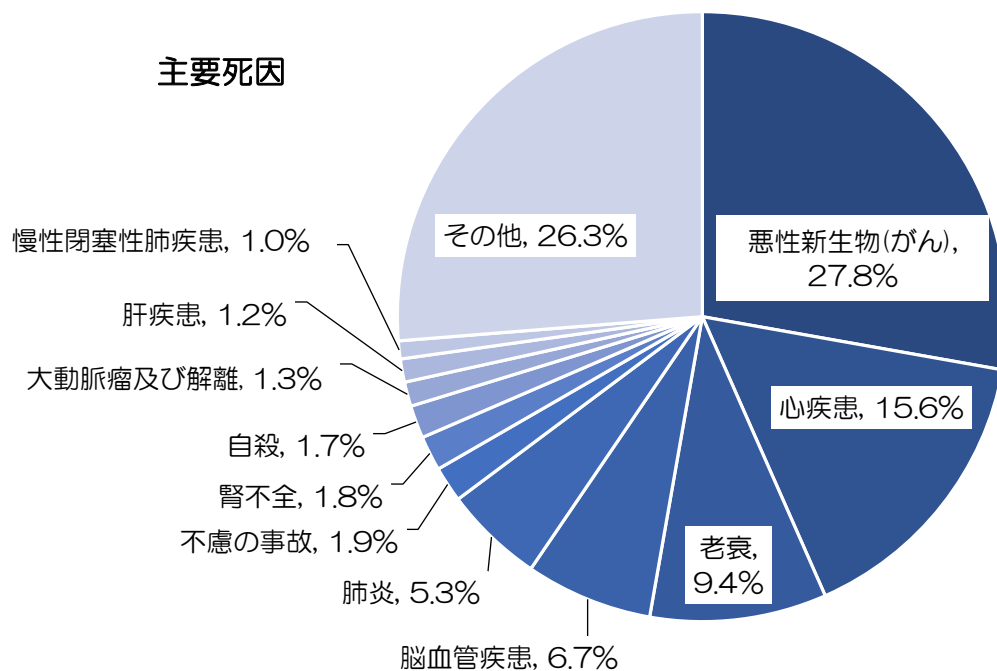
よい（6～10）と回答した20歳以上の市民の割合は約63%で、平成28年度の調査時点より低下しています。



※出典：松戸市「令和3年度食育に関する市民及び大学生アンケート調査」

②主要死因

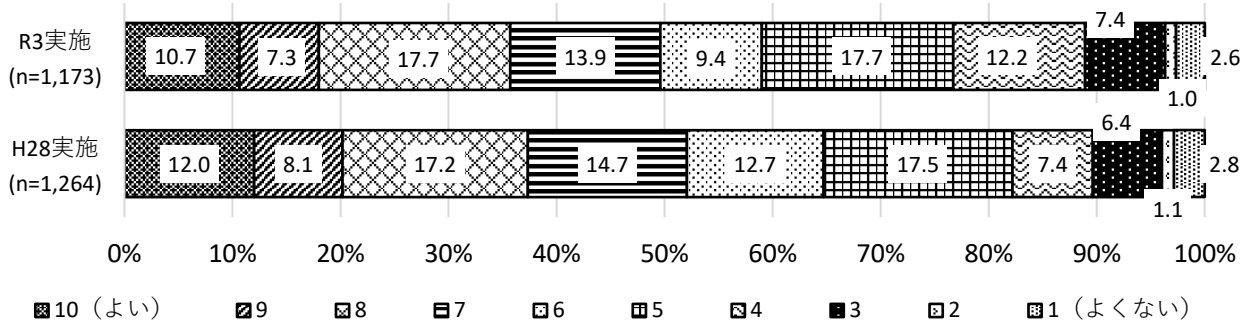
老衰以外の死因としては、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患で約半数を占めます。これらの疾患の中には、食事を始めとする生活習慣が原因となって発症するものがあるとされています。



※令和2年 千葉県衛生統計年報(人口動態調査)「第7-3表 死亡数、死亡の場所、死因(11位)・市町村別」を基に作成

③口腔の健康状態

よい（6～10）と回答した20歳以上の市民の割合は59%で平成28年度の調査時点より低下しています。

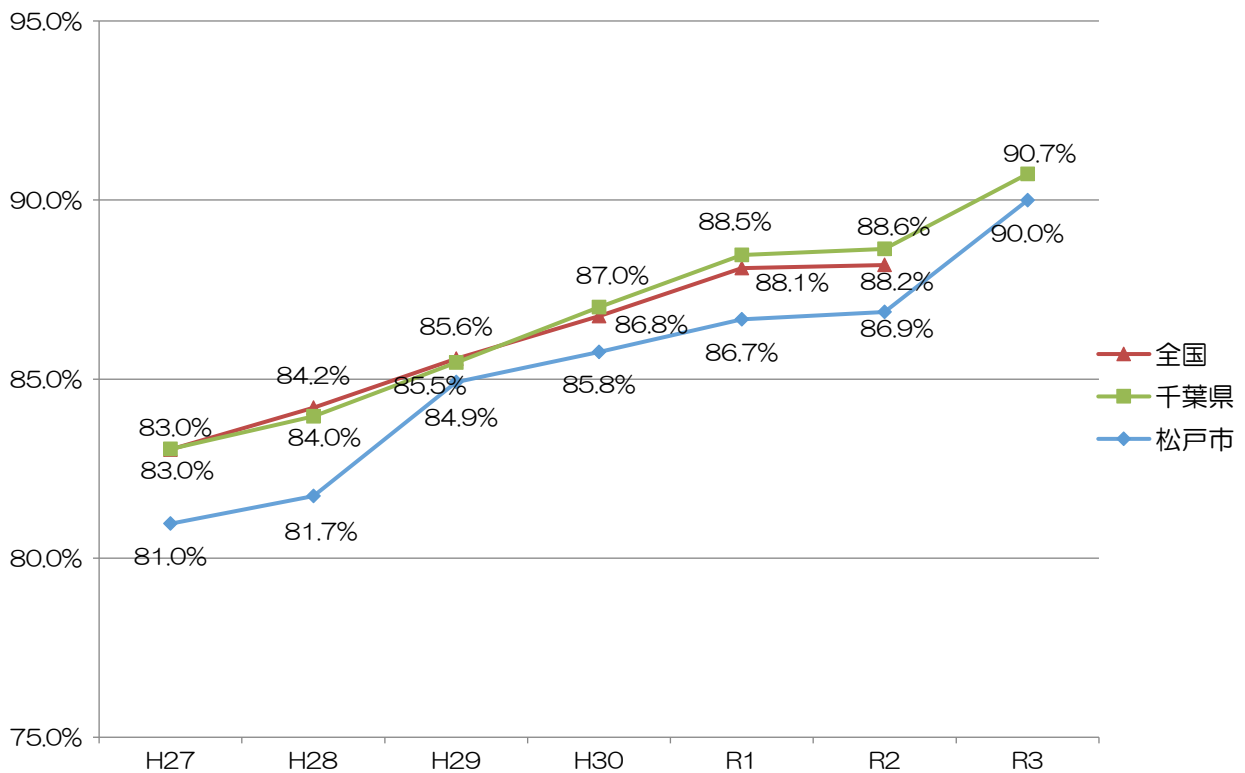


※出典：松戸市「令和3年度食育に関する市民及び大学生アンケート調査」

④児童の歯の健康状態

(i) むし歯のない3歳児の割合

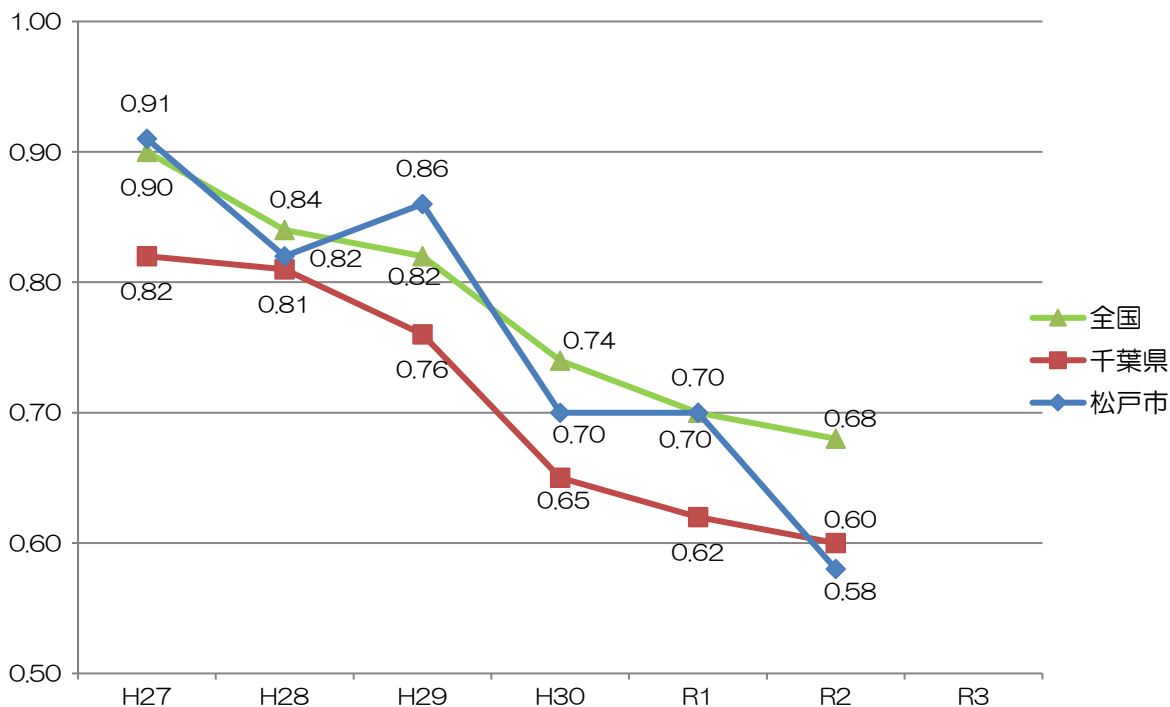
むし歯のない3歳児の割合は増加傾向にあり、改善しています。



※厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告(地域保健編)市区町村表」、千葉県「市町村歯科健康診査(検診)実績報告書」を基に作成。

(ii) 12 歳児のむし歯の平均本数

12 歳児のむし歯の平均本数は減少傾向にあり、改善しています。



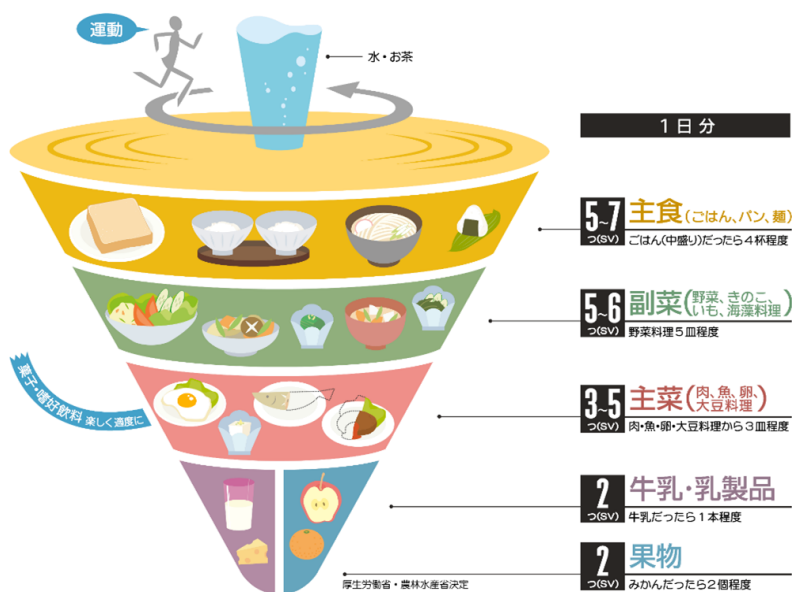
※千葉県「児童生徒定期健康診断結果」を基に作成。

コラム③

食事バランスガイド

「食事バランスガイド」とは、健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が共同で作成したものです。

1日に「何を」、「どれだけ」食べたらよいか考える際の参考にいただけるよう、食事の望ましい組み合わせとおおよその量がイラストで分かりやすく示されています。

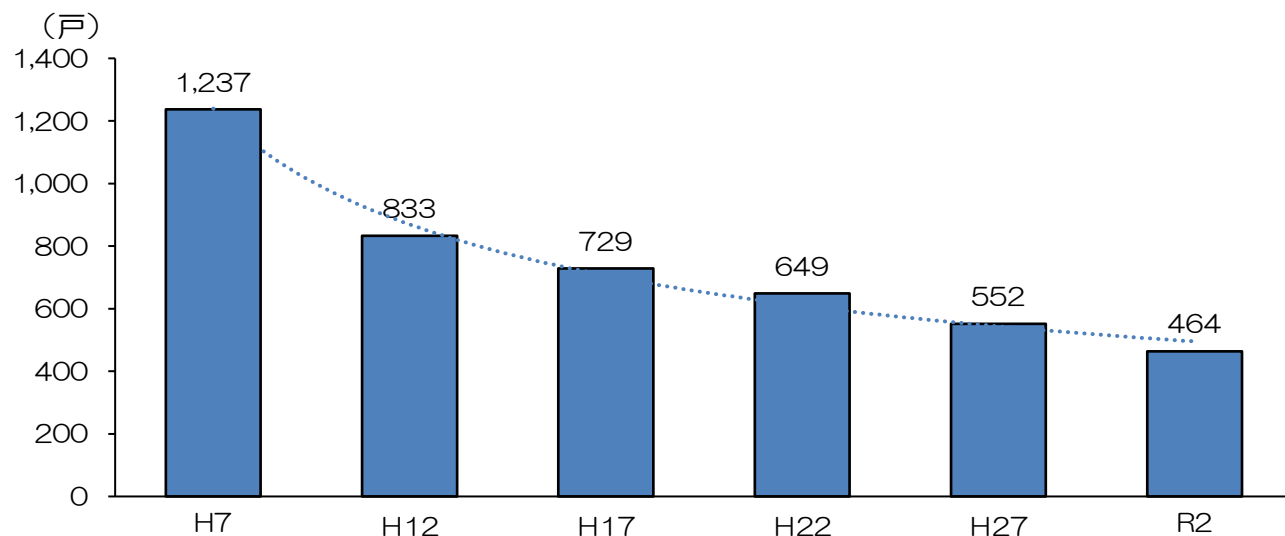


(3) 市の農業の現状

①農業の現状 ※2020年農林業センサス*を基に作成。

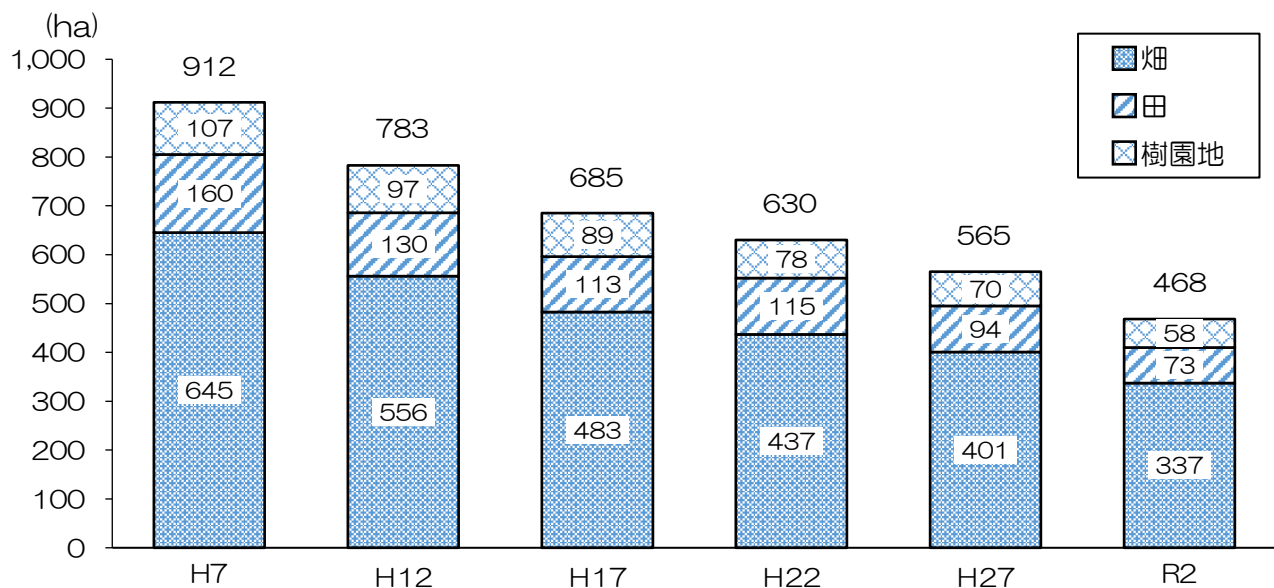
本市は都心から約20kmの住宅都市でありながら、経営耕地*面積は468ha、農業従事者数は1,304名を数え、野菜、果樹の生産地として都市型農業が行われています。

(i) 販売農家*戸数



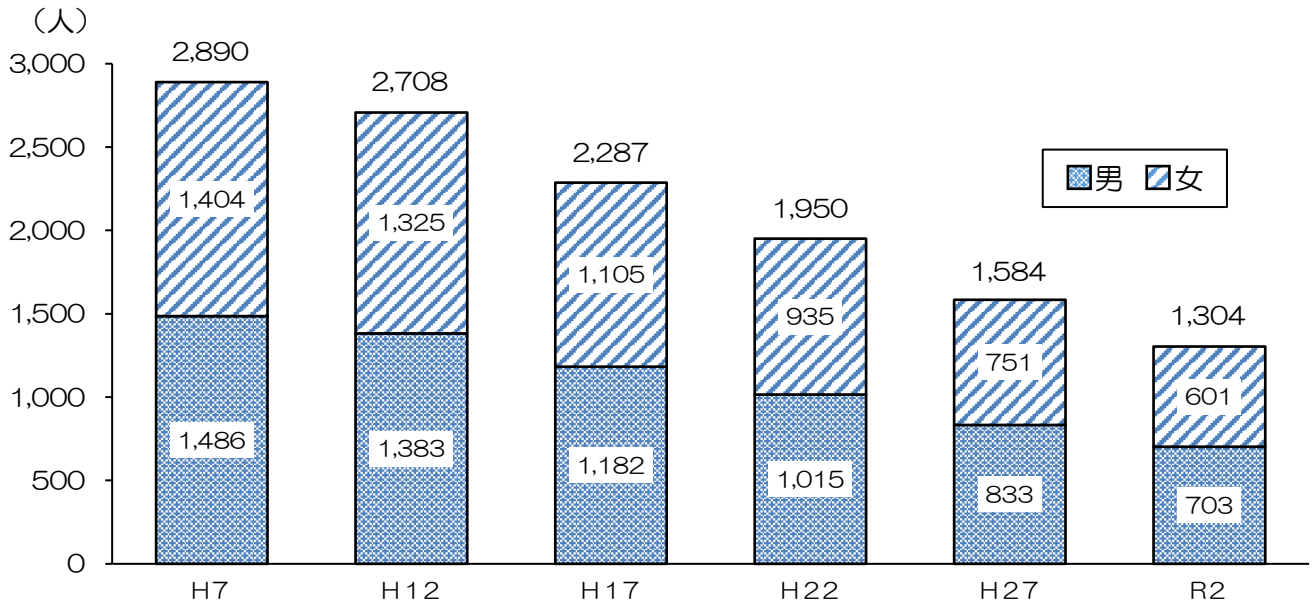
販売農家*戸数は、平成7年に1,237戸であったものが、令和2年には464戸となっており、6割以上減少しています。

(ii) 経営耕地*面積



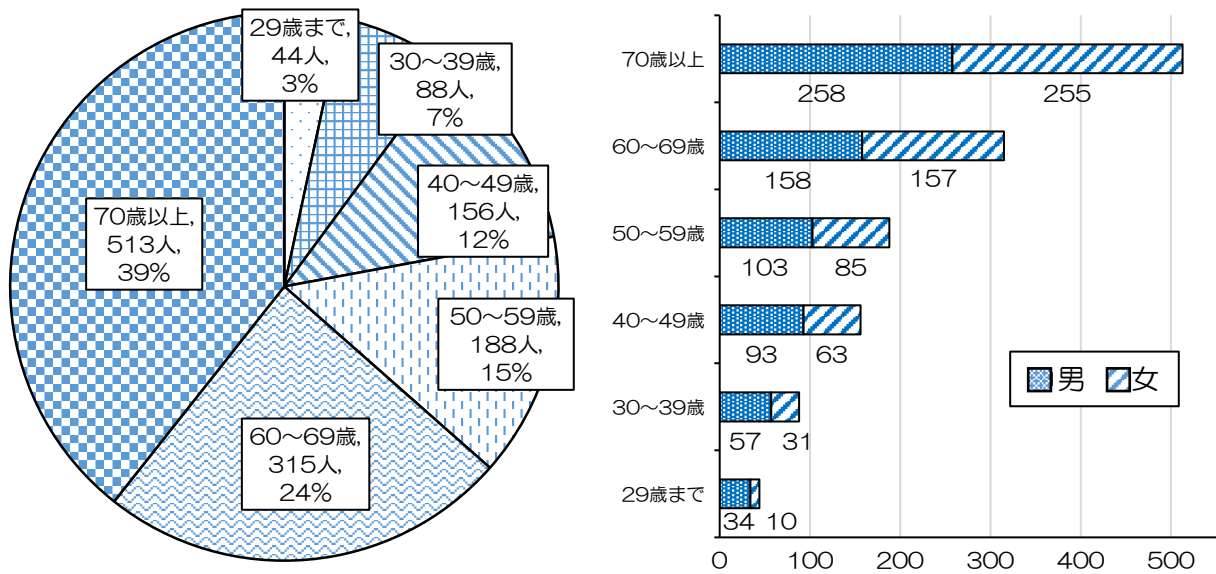
経営耕地*面積は、平成7年に912haであったものが、令和2年には468haとなっており、半数近く減少しています。

(iii) 農業従事者数



農業従事者は、平成7年に2,890人であったものが、令和2年には1,304人となっており、半数以上減少しています。

(iv) 年代別・男女別農業従事者数



年代別では、60歳以上の合計が828人で全体の63%を占め、農業従事者の高齢化が伺えます。男女別では各年代で男性の方が多く、特に若い世代では男性の割合が大きい傾向にあります。

②松戸市の特産品

○松戸の梨

松戸は明治時代から梨の特産地で、「二十世紀梨」の原産地として知られています。

「二十世紀梨」は八柱村（現在の松戸市大橋）の松戸覚之助少年（当時 13 歳）が親類の家のごみ捨て場で偶然見つけた苗木を育て、10 年後に収穫に成功したものです。

現在、市内では「幸水」、「豊水」、「かおり」など多数の品種が栽培されています。



○松戸えだまめ

松戸市は県内でも有数の枝豆生産地です。市内全域で茶豆系、青豆系の多品種が積極的に栽培されています。

市では「松戸産の枝豆だから」という理由で選ばれることを目指し、ブランド化を推進しています。出荷規格、鮮度管理、生産管理などを定め、条件を満たした松戸産の枝豆を「松戸えだまめ」と呼んでいます。



○あじさいねぎ

「あじさいねぎ」は松戸市北部（小金地区周辺）で栽培される葉ねぎです。生産地にある紫陽花で有名な本土寺（あじさい寺）にちなんで「あじさいねぎ」と名付けられました。

味わい深く、彩が鮮やかなことから「味彩（あじさい）ねぎ」と呼ぶ人もいます。

シャキシャキとした小気味良い食感と柔らかさ、深い香りと辛みが特徴です。



○矢切ねぎ

矢切地区で生産されているねぎで、1870 年頃(明治 3 年)から栽培されています。現在の東京都江東区砂町から「千住ねぎ」の種を譲り受け栽培したところ、江戸川が洪水で氾濫したときに、上流から運ばれた砂と土がちょうどよく混ざり栽培に適していたことから、年々作付けも増えて 1880 年頃(明治 13 年)からは市場へ出荷されるようになりました。

1917 年(大正 6 年)には矢切葱採種組合が結成され、優良品種の採種に成功し、その種子を出荷するようになり、種子の販売地としても全国に知られるようになりました。

矢切ねぎの特徴は、白身が長く、太く、旨味があり「焼いてよし、鍋でよし」と言われる高級ねぎです。



※出典：松戸市都市農業振興計画、「まつどの農業リーフレット」

【市内各地区の特徴と主な農産物】

地区名	地区の特徴	主な農産物
小金地区	本土寺や小金城址など、多くの歴史資源を有する地域です。江戸時代から宿場町として栄え、駅前の商業化が進んでいます。一方で、優良な農地も広く残っており、あじさいねぎの栽培やいちごの施設栽培が盛んです。	あじさいねぎ えだまめ いちご
明・六和地区	食料品製造業、飲料製造業などの工場が立地し、県内でも有数の内陸工業団地です。江戸川沿いの低地部では水田が広がり、多くの農地が残されています。	ほうれんそう えだまめ 米
矢切地区	江戸川や坂川沿いの区域には水田が広がっています。また、矢切ねぎを特産とし、優良な農地が残されています。低地部と台地部の境に長く連なる斜面林は、地域の貴重な自然資源であるとともに、本市を代表する景観にもなっています。	矢切ねぎ キャベツ 米
常盤平地区	地域の北西には斜面林がまとまって残り、周辺の21世紀の森と広場や農地とともに自然豊かな地域です。さくら並木やけやき並木など街路樹が立派に成長し、春には常盤平さくらまつりが開催されるなど、市民の憩いの空間となっています。	ねぎ かぶ えだまめ
東部地区	地形は概ね台地状で、一部市街化区域を除いて大部分が自然的な土地利用がされています。南側の高塚新田では梨もぎができる観光梨園が集積しており、本市の重要な観光資源にもなっています。	梨 ねぎ かぶ えだまめ トマト
五香・六実地区	地域の南側には梨園を中心とした農地が広がり、市街化区域には生産緑地地区*が点在するなど、多くの農地が残されています。	梨 ねぎ いちご だいこん

※出典：松戸市都市農業振興計画

コラム④

松戸産農産物ブランドシンボルマーク「みのりちゃん」

松戸市では松戸産農産物のシンボルマークとして「みのりちゃん」、キャッチフレーズとして「松戸いきいき地場野菜・果実」を定め、松戸産農産物のブランド化を推進しています。

「みのりちゃん」マークやキャッチフレーズは、生産技術の確かな農家であることや、特定の出荷規格に沿った農産物であることなど、一定の要件を満たした農家や農産物のみ表示することができます。



③千葉県農産物の全国ランキング：松戸市が主要産地となっている農産物（令和元年）

全国第1位

品目	産出額	全国に占める割合	千葉県内主要産地
ねぎ	151 億円	11%	柏市、 松戸市 、山武市、横芝光町、茂原市
かぶ	32 億円	28%	柏市、東庄町、 松戸市
なし	91 億円	14%	白井市、市川市、鎌ヶ谷市、船橋市、市原市、 松戸市 他

全国第2位

品目	産出額	全国に占める割合	千葉県内主要産地
えだまめ（未成熟）	41 億円	11%	野田市、 松戸市 、船橋市、君津市、鴨川市

全国第6位

品目	産出額	全国に占める割合	千葉県内主要産地
こまつな	14 億円	5%	千葉市、船橋市、 松戸市 、柏市

※千葉県「千葉県農林水産業の動向（令和3年度版）」を基に作成

④千葉県の農業産出額上位 10 品目（令和元年）

	品目	産出額	全国に 占める 割合	全国 順位	上位県			県内 主要産地
					1 位	2 位	3 位	
1 位	米	689 億円	3.9%	8 位	新潟県	北海道	秋田県	香取市、旭市、 成田市
2 位	豚	442 億円	7.2%	4 位	鹿児島県	宮崎県	北海道	旭市、成田市、 東庄町
3 位	鶏卵	326 億円	7.1%	2 位	茨城県	千葉県	鹿児島県	いすみ市、旭市、 香取市
4 位	生乳	226 億円	3.0 %	5 位	北海道	栃木県	熊本県	南房総市、香取市
5 位	かんしょ (さつまいも)	176 億円	18.3%	2 位	茨城県	千葉県	鹿児島県	成田市、香取市、 多古町
6 位	ねぎ	151 億円	11.4%	1 位	千葉県	埼玉県	茨城県	柏市、 松戸市 、 山武市、横芝光町
7 位	にんじん	102 億円	21.8%	2 位	北海道	千葉県	徳島県	富里市、八街市、 山武市
8 位	肉用牛	100 億円	1.3%	20 位	鹿児島県	北海道	宮崎県	旭市、袖ヶ浦市、 匝瑳市
9 位	だいこん	94 億円	12.2%	1 位	千葉県	北海道	青森県	銚子市、旭市、 市原市
10 位	トマト	92 億円	4.3%	5 位	熊本県	北海道	愛知県	旭市、富里市、 八街市

※農林水産省「生産農業所得統計(令和元年)」、千葉県「千葉県農林水産業の動向(令和3年度版)」を基に作成。

2. 松戸市の課題

(1) アンケート調査の結果から見えてきた課題

第4次松戸市食育推進計画の策定の基礎資料とするため、令和3年7月に市民と市内の大学に通学する学生を対象とした食育に関するアンケート調査を実施しました。

調査結果については別冊の報告書に詳細を記載しており、市ホームページや松戸市行政資料センターにて公開しています。

○松戸市ホームページ「食育に関する市民及び大学生アンケート調査報告書」

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/shiminokoe/enquete/kekka/syokuiku.html>



①調査概要

【市民アンケート調査】

調査対象：松戸市在住の20歳以上の市民3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

調査方法：郵送による調査票の配布、回収（自記式）

調査期間：令和3年7月10日から令和3年8月25日まで

回収率：40.3%（1,209人 / 3,000人）

【大学生アンケート調査】

調査対象：市内4大学（千葉大学園芸学部、聖徳大学、流通経済大学、日本大学松戸歯学部）に通学する学生1,678人

調査方法：Web上でのアンケート実施（千葉大学園芸学部）及び、大学関係者による調査票の配布、回収（聖徳大学・流通経済大学・日本大学松戸歯学部）

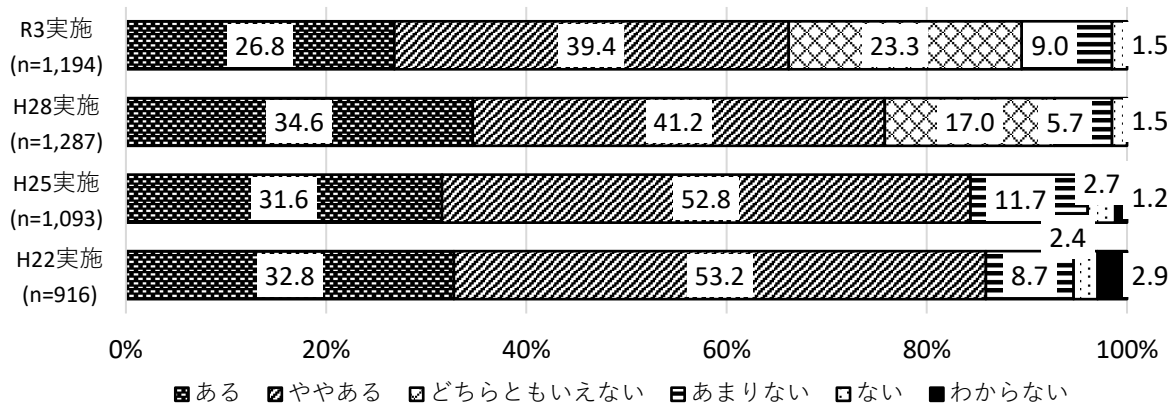
調査期間：令和3年7月5日から令和3年8月30日まで

回収率：54.0%（906人 / 1,678人）

②市民アンケート調査結果の抜粋

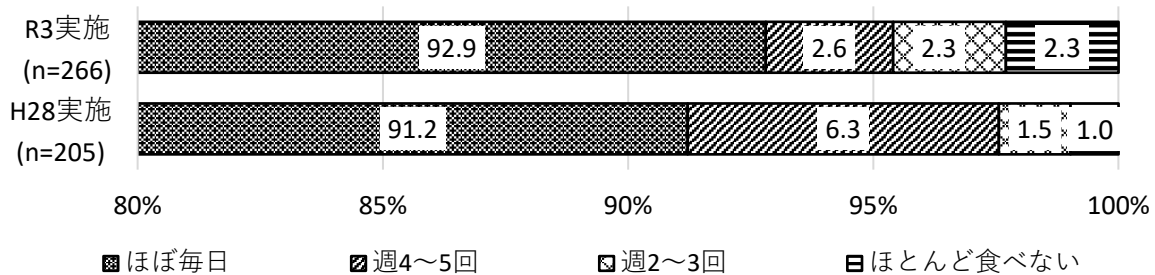
○あなたは「食育」に関心がありますか？（1つに○）

食育への関心は、約3分の2の人が肯定的な回答をしていますが、過去の結果と比べて低下しています。

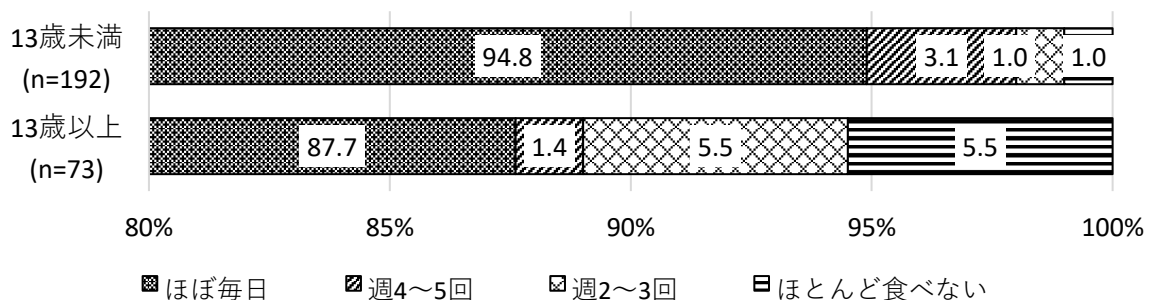


○お子様は朝食をどの程度の頻度でとっていますか？（1つに○）

全体の9割以上が毎日朝食をとっており、「ほとんど食べない」との回答は2.3%とごくわずかですが、前回に比べて悪化しています。また、13歳以上ではその割合は5.5%と更に悪化します。

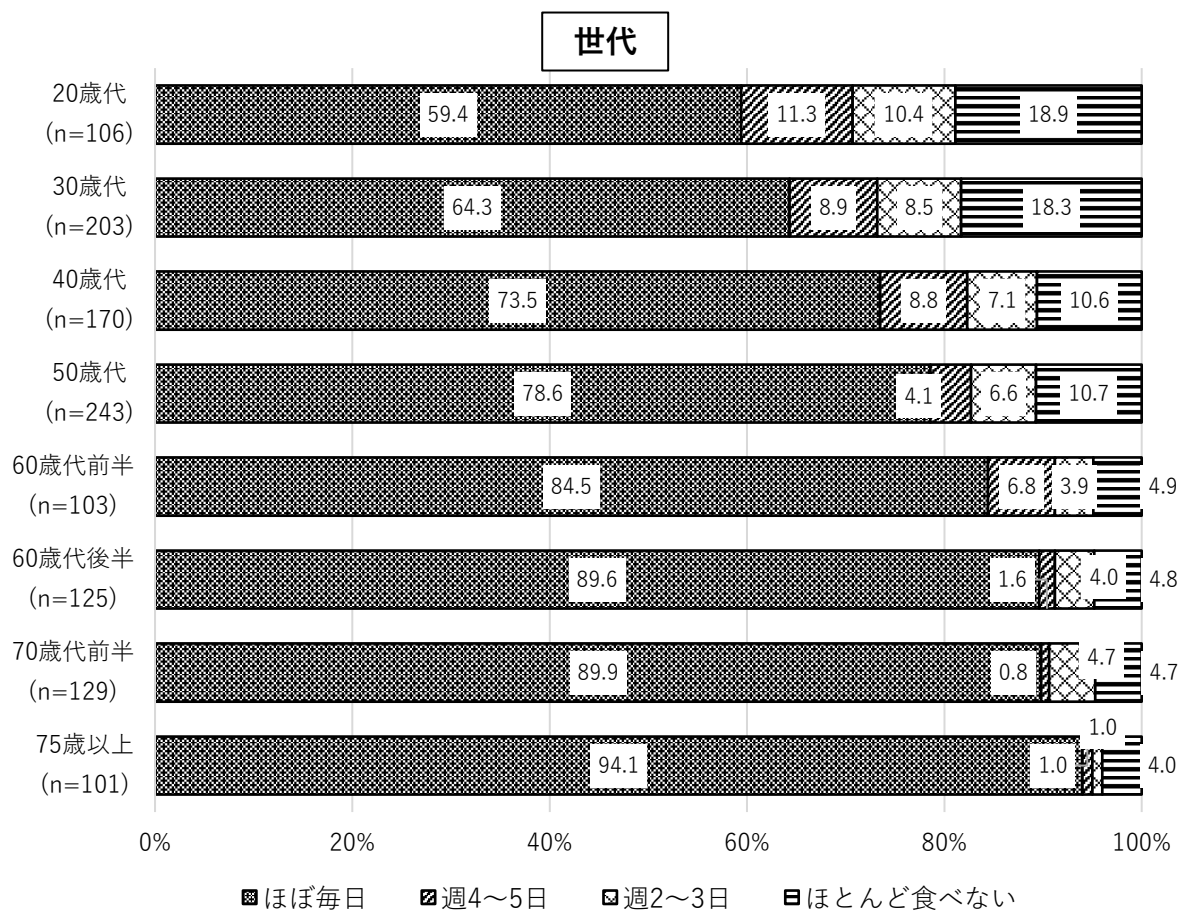
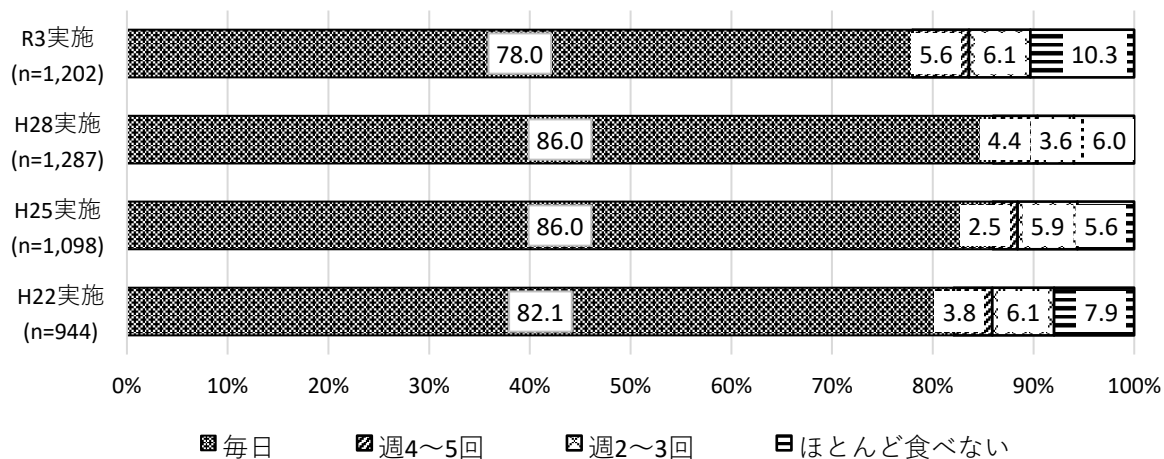


（朝食の頻度 × 年齢）



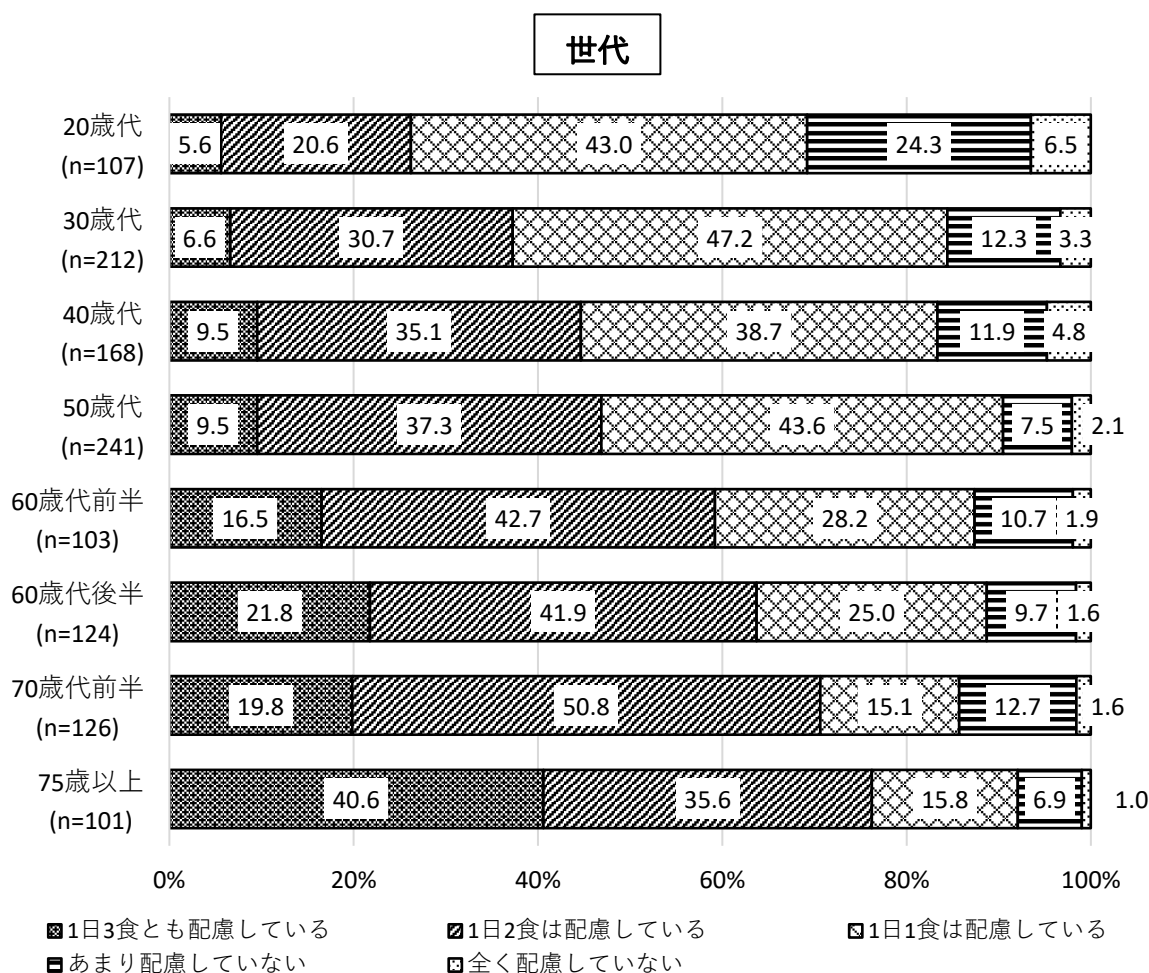
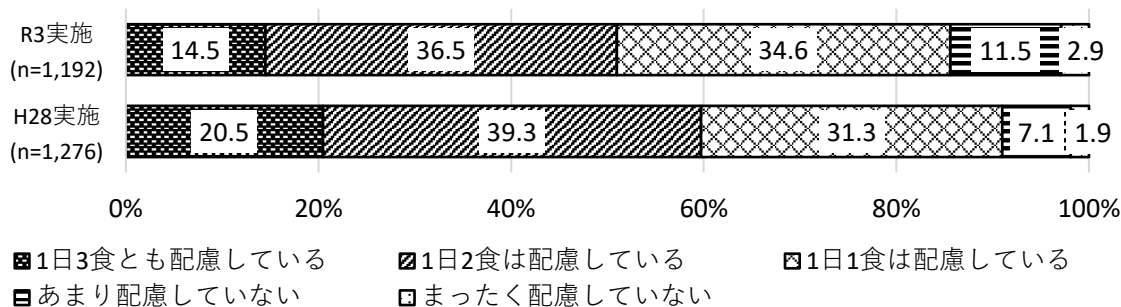
○あなたは朝食をどの程度の頻度でとっていますか？（1つに○）

毎日朝食をとる人の割合は8割を切っており、「ほとんど食べない」が約1割と前回に比べて悪化傾向を示しています。世代別では、若い世代ほど朝食をとる割合が低く、世代が上がるにつれて、割合が高くなっています。



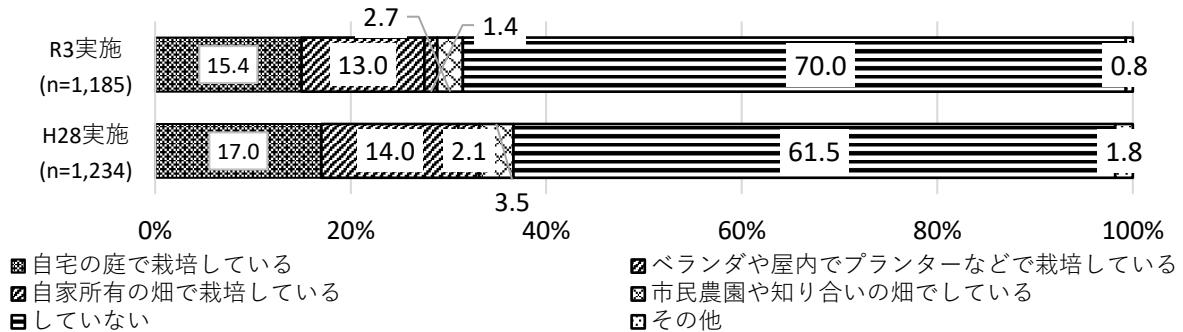
○あなたは主食・主菜・副菜を組み合わせるように配慮した食事をとっていますか？
(1つに○)

前回と比べて「1日3食」または「1日2食」配慮している人の割合が減少し、悪化傾向にあります。また、若い世代ほどその割合が低くなっています。



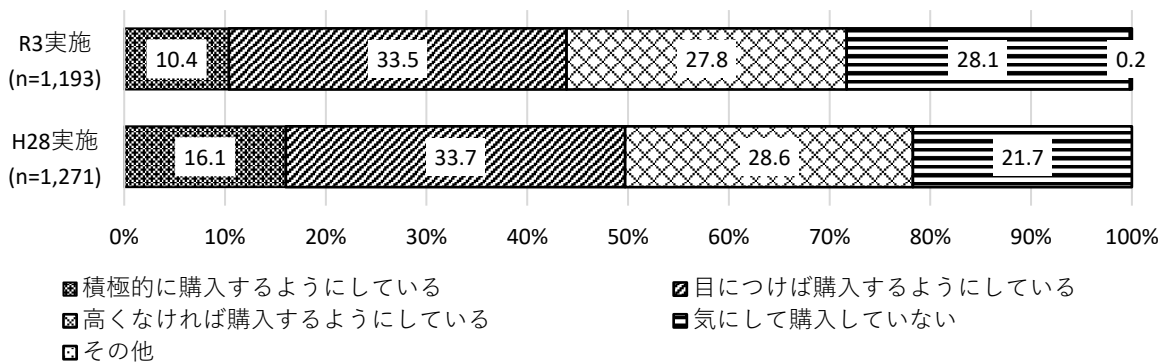
○あなたは野菜や果物などの栽培(趣味を含む)をしていますか？(該当するものすべてに○)

栽培していない人が7割以上を占め、いずれかの場所で栽培「している」を選んだ人の割合は減少しています。



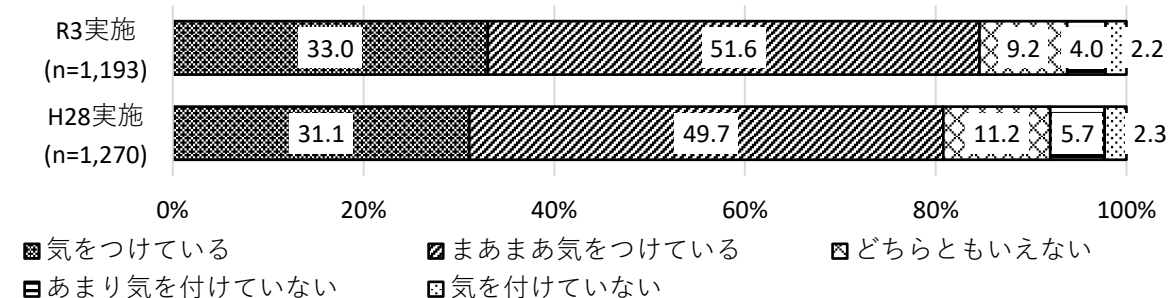
○あなたは地元産（松戸産を含む千葉県産）の食材を購入していますか？（1つに○）

「目につけば購入する」との回答が最も多かった反面、「気にして購入していない」という回答も3割近くに達し、地元産の食材を購入する市民の割合は減少傾向にあります。



○食品ロス削減のために意識して適量の食材を購入、調理、外食時には注文していますか？（1つに○）

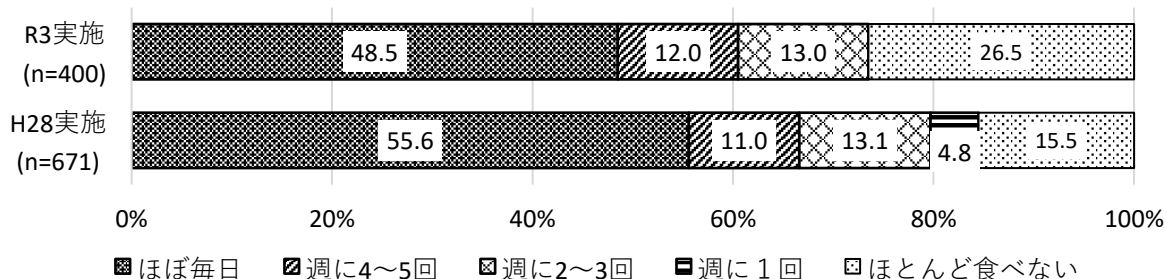
食品ロス削減の取り組みは8割以上の方が実施しており、前回よりも増加しています。



③大学生アンケート調査結果の抜粋

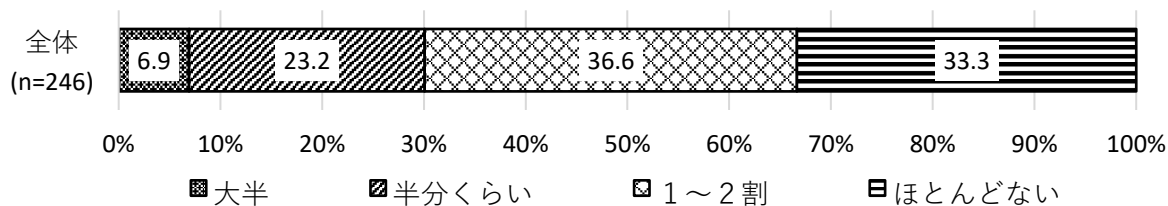
○あなたは朝食をどの程度の頻度でとっていますか。(1つに○)

朝食をほぼ毎日とっている学生は前回よりも減少し、半数に達していません。



○夕食のうち、「中食*」の割合は品数でどのくらいですか。(1つに○)

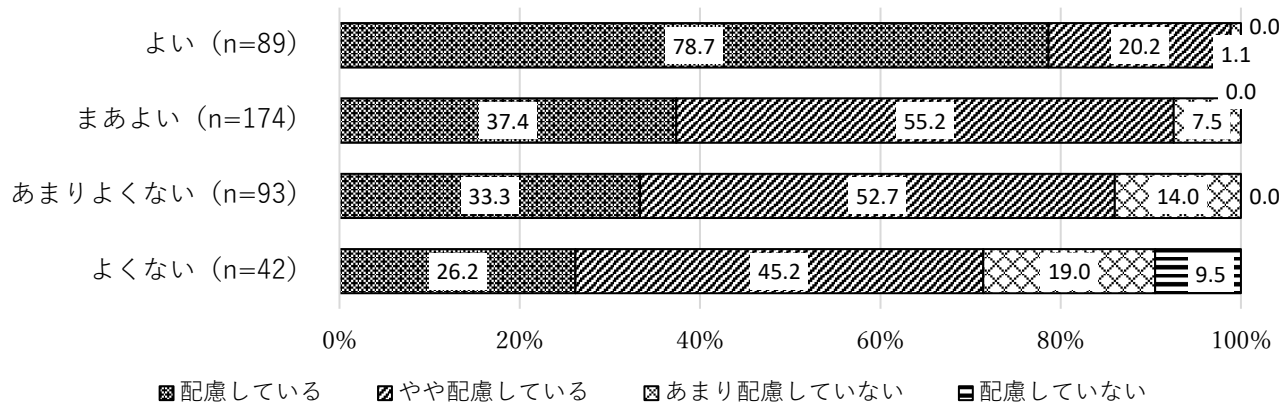
約3分の2の学生が少なからず「中食*」を利用しており、若い世代の食生活では一般的になっていることが伺えます。



○主食・主菜・副菜を組み合わせるなど、栄養バランスに配慮していますか。

(健康状態×栄養バランスへの配慮)

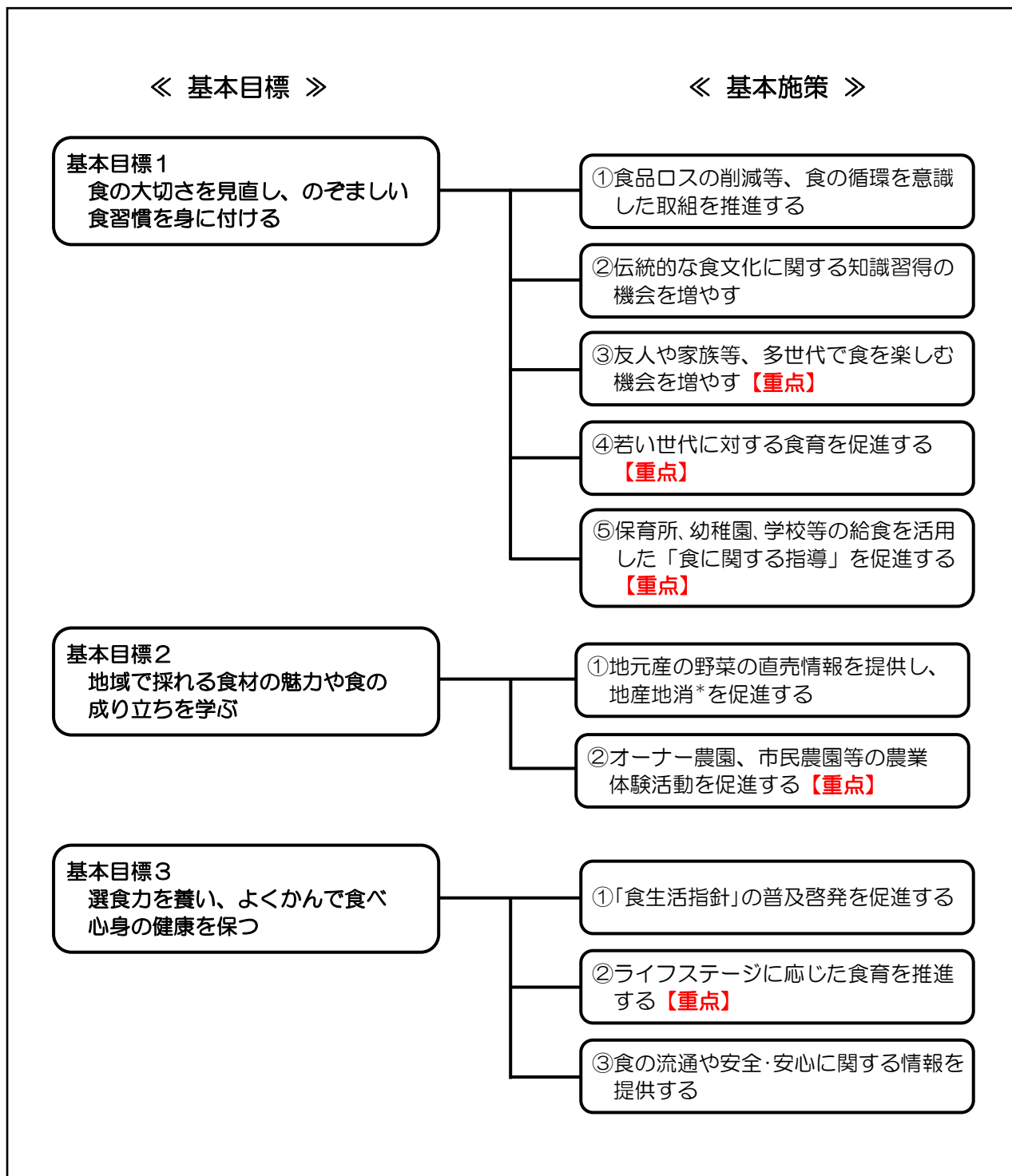
健康状態と栄養バランスのクロス集計では、両者の正の相関関係がみられ、健康状態がよい学生ほど栄養バランスに配慮していることがわかります。



(2) 第3次松戸市食育推進計画の評価

①第3次松戸市食育推進計画の基本目標と基本施策

第3次松戸市食育推進計画では、以下の3つの基本目標を達成するため、10の基本施策を設けました。また、基本施策のうち5つを重点施策として設定し、食育の推進に取り組みました。



②モデル事業

第3次松戸市食育推進計画の基本目標を達成するため、モデル事業を設定、実施しました。なお、第2次松戸市食育推進計画のモデル事業の一部も継続して実施しました。

○松戸食育まつり

食の大切さを見直し、望ましい食習慣を身につけてもらうことを目的に、食に関する体験型のイベントとして「松戸食育まつり」を開催しました。イベントの運営は食品関連事業者や市内大学の学生ボランティアに協力してもらいました。

【主な内容】

(i) 対面開催（～令和元年度）

- ・鰹節削り体験 ・歯磨き指導 ・野菜クイズ ・清涼飲料水の糖度測定
- ・松戸市食育かるた体験 ・食育アプリ体験 ・魚の手開き体験 ・食育劇
- ・景品(松戸産えだまめ)の贈呈 等



(鰹節削り体験)



(食育かるた体験)

(ii) オンライン開催（令和3年度、4年度）

- ・食育絵本の読み聞かせ ・オンライン親子料理教室 ・食育クイズ
- ・リモートによる市内の農場見学



(オンライン親子料理教室)



(食育クイズ)

○学生によるレシピ考案

若者の食生活改善などを目的に、当事者である大学生に若者でも作りやすいレシピを考案してもらい公表しました。

レシピは、普段料理をしない若者でも簡単に作れることなどをテーマとして、聖徳大学の学生に27品を考案してもらいました（令和4年8月末時点）。

また、若い世代の利用者が多いレシピサイト「クックパッド」に松戸市公式アカウントを開設し、考案されたレシピを掲載しました。

クックパッド松戸市公式アカウントは、学生が考案したレシピの他、市の管理栄養士や食育ボランティアが考案したレシピなども掲載し、運用を続けています。



（クックパッド市公式アカウント）



（学生考案レシピ）



コラム⑥

クックパッド松戸市公式アカウント「まつどのキッチン」

令和元年11月、レシピ投稿サイト「クックパッド」に、松戸市公式アカウント「まつどのキッチン」を開設しました。

第3次松戸市食育推進計画では、若い世代の食育の推進を重点項目としていたことから、モデル事業の一環として、若い世代の利用者が多いクックパッドにアカウントを開設しました。

「まつどのキッチン」には、聖徳大学の学生が考案した若者向けの簡単なレシピの他、市の管理栄養士が考案した健康的なレシピ、保育所・学校給食のレシピ、松戸市の特産を使ったレシピなど、様々なレシピを掲載しています。



クックパッド
松戸市公式アカウント



○食育教材の作成

望ましい食習慣を身に付けてもらうことなどを目的に、児童と保護者を対象とした食育に関する教材を作成しました。

教材は「朝食」と「松戸市の特産」をテーマに、市の食育シンボルキャラクター「ぱくちゃん」が登場する絵本を聖徳大学児童学科の学生が制作しました。

完成した絵本は、松戸食育まつりのイベントの1つとして読み聞かせを行いました。



(読み聞かせの様子)



(朝食の絵本)

○市内イベント会場への食育啓発ブースの出展

「松戸まつり」や「松戸モリヒロフェスタ」など、市内で開催されるイベントの会場に食育の啓発に関するブースを出展しました。

食について楽しみながら学べるよう、「箸使いゲーム」や「野菜 350g 計量クイズ」など、体験型のブースを設けました。

また、来場者には景品として、松戸市特産の野菜などを配布しました。



(箸使いゲーム)



(野菜 350g 計量クイズ)

○農業体験

種まき、収穫、実食までの一連の流れを経験することで、地域で採れる食材の魅力を知り、食事に至るまでに多くの人々の苦勞に支えられていることなどを実感してもらうことを目的に、市内在住の小学生を対象に農業体験を実施しました。

21世紀の森と広場の中に畑を設け、参加者には種まき、畑の畝(うね)作り、施肥、除草などの作業を体験してもらい、最終日には収穫した野菜を使った豚汁などの料理を食べてもらいました。



コラム⑥

松戸市食育かるた

第2次松戸市食育推進計画のモデル事業として、平成28年1月に松戸市と聖徳大学が協働で「松戸市食育かるた」を制作しました。

食に関する意識を高めることを目的に、市内在住、在勤者から食に関連した読み札を募集し、237名の方から882作品の応募がありました。

聖徳大学の学生が応募作品の読み札の中から34句を選定、残りの10句を考案し、絵札のイラストも子どもから大人まで楽しめるデザインで制作しました。

製品化したかるたは市内保育所、幼稚園、小学校等に配布したほか、松戸市行政資料センターにて販売しています。



い
いただきます
ごちそうさまは
感謝の
気持ち



そ
育つて
る
あじさいねぎが
本土寺で

③モデル事業の主な実績と評価

事業名称	実績等	評価
松戸食育まつり	<ul style="list-style-type: none"> ○参加者数 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 435 名（保護者:175 名・児童:260 名） ・平成 31 年度／令和元年度 467 名（保護者:190 名・児童:277 名） ・令和 2 年度 新型コロナウイルスの影響により中止 ・令和 3 年度(オンライン開催) 親子 12 組（児童 14 名） ・令和 4 年度(オンライン開催) 親子 12 組（児童 15 名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者を対象にしたアンケートでは、例年 8 割以上の参加者が食育に興味を持つきっかけになったと回答しており、子どもと親世代が望ましい食習慣を身に付けるための契機になったと考えられる。 ・令和元年度以前の対面開催時は、地産地消*、和食文化、歯磨き指導等、様々な食育のテーマを取り上げ、事業者や市内大学との連携により、内容を充実させることができた。 ・令和 3 年度以降のオンライン開催については、参加者からも好意的な意見が多く、デジタル化に対応した食育の推進の足掛かりとなった。
学生によるレシピ考案	<ul style="list-style-type: none"> ○考案レシピ数 聖徳大学児童学科・人間栄養学科の学生が 27 品のレシピを考案 ○クックパッドの開設 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 11 月、クックパッド松戸市公式アカウント「まつどのキッチン」を開設。 ・累計アクセス数：601,107 件 (令和 4 年 8 月末時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理に不慣れな若者でも簡単に作ることができるレシピの考案や、市公式クックパッドの開設に至り、若い世代の食育に繋がるツールが得られた。 ・レシピ考案に携わった学生自身が食に関心を持つ契機になったと考えられる。 ・食育に関する市民アンケート調査の結果では、市公式クックパッドの認知度が低く、今後の活用に向けては周知が課題となる。
食育教材の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・聖徳大学児童学科の学生との協働により、「朝食」、「松戸市の特産」をテーマにした食育の絵本を作成。 ・令和 3 年度、4 年度の松戸食育まつりにおいて、オンライン上での読み聞かせを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当初想定していた製作の行程とすることができず、十分な活用の機会を設けることができなかった。 ・今後の活用に向け、機会の創出が課題となる。
市内イベント会場への食育啓発ブースの出展	<ul style="list-style-type: none"> ○来場者数 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 計 1,075 名 ・令和元年度 計 980 名 ・令和 2 年度、3 年度 新型コロナウイルスの影響により中止 ・令和 4 年度（松戸モリヒロフェスタのみ） 計 144 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代の市民が多数来場し、広く食育に関する啓発を実施する機会となった。 ・千葉県内の主要農産物が掲載されたクリアファイルや、松戸市特産の野菜等を景品として配布したことで、地産地消*の推進にも寄与した。
農業体験	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度 ○参加者数 18 世帯（児童 22 名） ○各回の主な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回：施肥、畝作り、種まき・苗植え ・第 2 回：追肥、間引き、一部収穫 ・第 3 回：間引き、土寄せ、一部収穫 ・第 4 回：収穫、試食 	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸市内、千葉県内で採れる野菜の生育から実食まで体験することで、地域の食材とその魅力を伝えることができた。 ・参加者を対象にしたアンケートでは、体験に参加したことで、8 割以上の児童が食への関心や農業への興味を持ったと回答した。また、9 割以上の児童が以前より野菜の食べ残しが減ったと回答しており、生産者への理解や食習慣改善に繋がったと考えられる。

④指標及び目標値の達成状況

第3次松戸市食育推進計画では6つの指標及び目標値を設定し、その達成に向けてモデル事業等を実施しましたが、目標値に達した項目はありませんでした。

指標項目のうち、「食品ロス削減のために意識して食材を購入、調理、外食時に注文している市民の割合」のみ改善が見られましたが、その他の項目は悪化しています。

No.	指標項目	第3次計画策定時の値(H28)	現状値 ^{※1} (R3)	目標値	達成状況
1	食育に関心のある市民の割合の増加	75.8%	66.2%	90%以上	×
2	朝食を欠食する子どもの割合 ^{※2} の減少	小学2年生 1.2%	小学2年生 1.9%	0%	×
		小学5年生 3.4%	小学5年生 4.4%		
		中学2年生 4.9%	中学2年生 7.1%		
3	朝食を欠食する若い世代(20歳代~30歳代)の割合の減少	20歳代 15.7%	20歳代 18.9%	10%以下	×
		30歳代 9.9%	30歳代 18.3%	5%以下	
4	農作業体験を趣味とする市民の割合の増加	36.6%	32.5%	40%以上	×
5	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上とっている市民の割合の増加	59.8%	51.0%	70%以上	×
6	食品ロス削減のために意識して食材を購入、調理、外食時に注文している市民の割合の増加	80.8%	84.6%	85%以上	○

(達成状況 … ◎：目標達成 ○：改善 ×：悪化)

※1 出典：松戸市「令和3年度食育に関する市民及び大学生アンケート調査」(指標項目2を除く)

※2 指標項目2のみ、第3次計画策定時の値は平成27年度の値。
出典：松戸市教育委員会「令和3年度食事に関するアンケート調査」

第3章 第4次松戸市食育推進計画

1. 基本理念
2. キャッチフレーズ
3. 基本目標
4. 基本施策
5. 計画の推進
6. パブリックコメントによる意見募集

1. 基本理念

「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」を基本理念とし、市民が食の大切さや楽しさを改めて認識し、日頃の生活のなかで健全な食生活を送る家庭や地域の姿を目指します。

2. キャッチフレーズ

— 楽しく、気楽に、食で育む元気なまつど —

近年はライフスタイルの多様化により、日々の生活の中で望ましい食習慣を実践することが難しい場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により共食*の機会が減少するなど、食を楽しむ機会が減少しています。

各世代の市民一人ひとりが食事を楽しみながら、ライフスタイルに応じて無理なく望ましい食習慣を実践し、生涯にわたって健やかな暮らしを送る姿を目指して、キャッチフレーズを設定しました。

3. 基本目標

基本理念に基づき、食を取り巻く国内の状況や本市の課題、国や千葉県の計画の内容などを踏まえ、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 市民のライフステージに応じた食育の推進

高齢化の進行に伴い、健康寿命*の延伸は大きな課題であり、生涯にわたって健康に過ごすためには、子どもから高齢者に至るまで各世代のライフステージに適した日々の健全な食習慣が不可欠です。

家庭、学校・保育所、職場、地域等の各場面において、地域や関係団体との連携・協働を図りつつ、ライフステージに応じて切れ目なく食育を推進することで、市民一人ひとりが自立し、健全で充実した食生活を実践する姿を目指します。

ライフステージを「子ども」、「青年期・壮年期」、「高齢期」の3つに分け、それぞれの時期に適した施策に取り組みます。

基本目標2 食に関わる社会・環境・文化の整備

市民が健全で豊かな食生活を送るためには、その基盤として、食に関わる社会・環境・文化を整備し、SDGsの観点からも、食を持続可能なものにしていくことが重要です。

農林水産業と生産者への理解の醸成、環境へ配慮した消費の普及、地域の食材や食文化の継承などの取組を通じて、市民と一体となって食に関わる環境などを整備し、持続可能な食の実現を目指します。

また、食に関わる事業者や団体などと連携した取組を推進し、市民が健全な食生活を実践しやすい環境づくりを目指します。

基本目標3 新たなライフスタイルやデジタル化に対応した食育の推進

近年は世帯構造や社会環境が変化し、ライフスタイルが多様化したことで、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践が困難な状況も見受けられます。

また、新型コロナウイルスの流行下で求められた「新しい生活様式」のように、従来の手法による取組や食事の場面を通じた食育が制限される状況も考えられます。

このような状況下でも効果的に食育を継続することを目指し、現代の多様化したライフスタイルやデジタル化に対応した食育を推進します。無理なく自然に健康になれる食習慣の提案や、デジタルツールを活用した施策などに取り組みます。

コラム⑦

グー・パー食生活

「グー・パー食生活」とは、おかず1食分のおおよその望ましい量を考えるために、千葉県が考案した食生活のスタイルです。

肉や魚などのおかず（主菜）の量は、片手を握った「グー」の大きさと厚さ2cm、野菜のおかず（副菜）の量は、片手を広げた「パー」の大きさと山盛りを目安にすることで、バランスの良い食事をとりやすくなります。



4. 基本施策

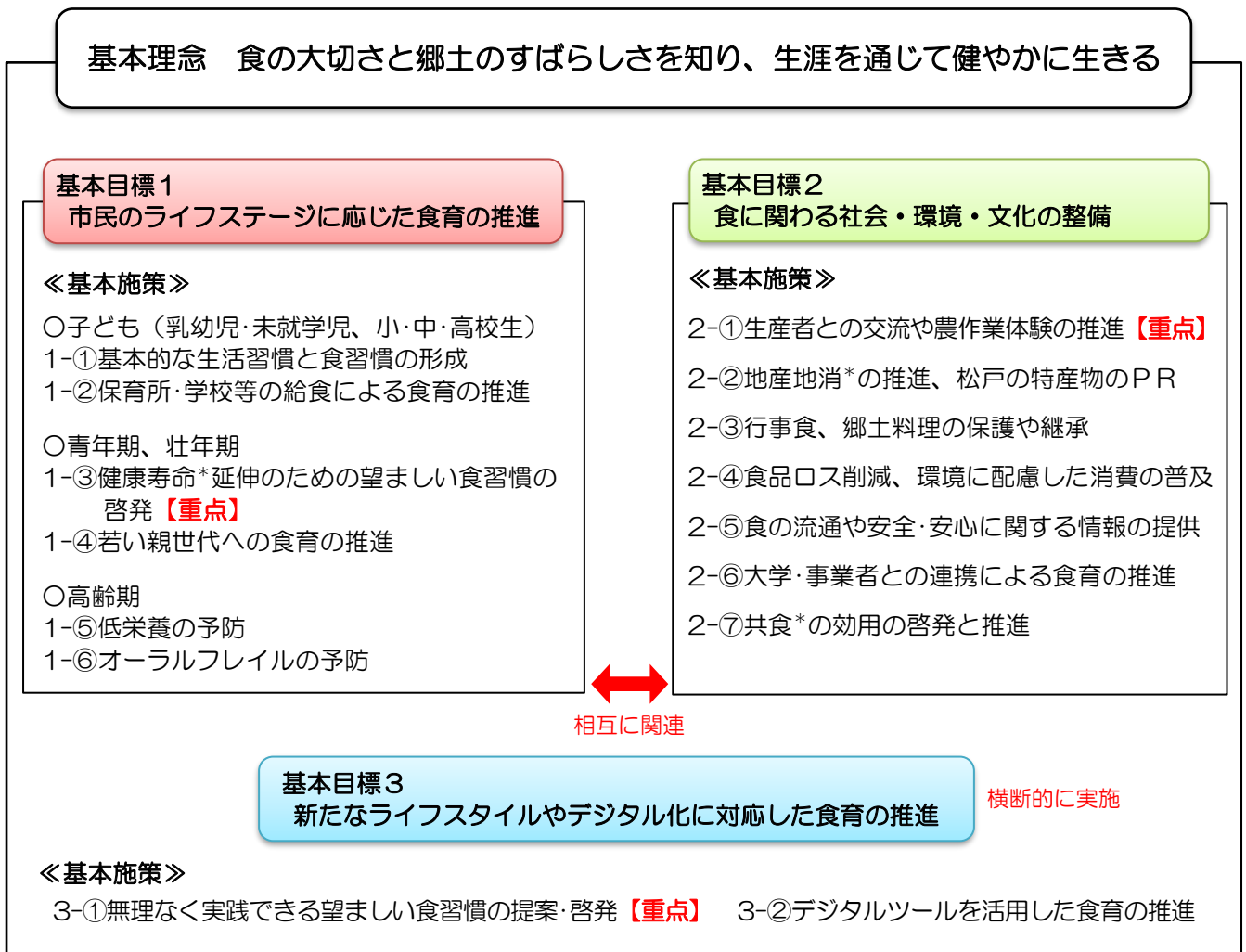
(1) 基本施策と体系

3つの基本目標を達成するため、それぞれの目標に関連する15の基本施策を設定して取り組んでいきます。

また、近年の食を取り巻く状況や市の抱える課題などを踏まえ、基本施策の中で特に重点的に取り組む施策を「重点施策」として設定し、改善を図ります。

なお、基本目標1「市民のライフステージに応じた食育の推進」に関する施策と、基本目標2「食に関わる社会・環境・文化の整備」に関する施策は相互に関連させ、効果的、効率的に事業を実施します。

また、それぞれの施策は、基本目標3の「新たなライフスタイルやデジタル化に対応」という視点を持ちながら、柔軟に取り組んでいきます。



(2) 基本施策と主な事業

基本施策として、主に以下の事業に取り組み、基本目標の達成を目指します。

基本目標 1 市民のライフステージに応じた食育の推進

《子ども》

基本施策 1-① 基本的な生活習慣と食習慣の形成

子どもは発達の段階や年齢によって食事の内容も変わるため、それぞれの時期に適切な食育を行い、生涯にわたって健康な体を培うための基礎を作ります。

早寝早起きと朝食の摂取、バランスの取れた食事、歯磨きの習慣など、子どもに基本的な生活習慣と食習慣を指導し、将来の健全な食習慣へと繋がります。

(主な事業)

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
松戸食育まつり	小学生までの児童とその保護者を対象に、望ましい食習慣等に関する体験型のイベントを実施する。 イベントは食品関連事業者による講演や市内大学の学生ボランティアによる協力等、協働により実施する。	健康福祉政策課	維持	拡大
親子クッキング教室	小学校3年生以上の子どもとその保護者を対象に、調理実習・試食という体験学習の場を提供する。	健康推進課	維持	維持
障害児歯科保健指導	障害児施設において、通所児や保護者、施設職員に対して口腔ケアの重要性や噛むことの大切さについて指導する。	健康推進課	維持	維持
摂食指導	摂食機能に障害のある子どもに対し、安全に楽しく「食べる」ことが獲得できるように指導する。(こども発達センター管理運営事業)	健康福祉会館	維持	維持
児童館・こども館・中高生の居場所	調理体験型イベントやランチタイムの設定、飲食スペースの提供を行い、子どもが食に触れられる環境を作る。	子どもわかもの課	維持	拡大
1歳6か月児・3歳児健康診査事業	健康診断・健康相談を通じて、幼児とその保護者に望ましい食生活の習慣を身につけるための支援を行い、健康の保持増進を図る。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
わんぱく歯科くらぶ	2歳2か月～3歳5か月児とその保護者に対し、適切なブラッシング法やう蝕予防のための食習慣を指導する。予防法としてフッ化物塗布を行う。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
子育てフェスティバル 栄養相談・ワンポイント講話	子育てフェスティバルにおいて来場者の栄養相談を実施。また、子どもの発育に合わせた食事の工夫についてワンポイント講話を実施。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
家庭における食習慣と生活リズムについての 実態把握と分析	市内の児童・生徒の家庭における食習慣と生活リズムについて実態を把握するために3年に一度「食事に関するアンケート」調査を実施。食に関する指導や学校給食の充実を図るとともに、望ましい食事や生活習慣の改善を促進する。	学校財務課 学校給食担当室	維持	維持

基本施策 1-② 保育所・学校等の給食による食育の推進

食育に関する市民アンケート調査の結果では、学校における食育への期待が高まっています。保育所や学校の給食を生きた教材として活用し、食事の大切さやマナー、生産・調理をしてくれた人への感謝、日本や地域の食文化などを学ぶ機会を設け、保育所、学校等における食育を更に推進します。

(主な事業)

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
松戸えだまめ学校給食	ブランド化した松戸えだまめのPRとして、松戸えだまめについて紹介し、当日の給食で児童に松戸えだまめを食べてもらう。	農政課	維持	維持
保育所給食における食育の 実践、地場産物の活用	子どもの健やかな発育・発達を支えていくことを目指し、公立保育所給食を活用した食育（食に関する指導等）を実践していく。また、地域でとれる食材の活用や季節の行事食について理解を深め、家庭への啓発活動を実践していく。	保育課	維持	維持
給食運営委員会	食育基本法および食育基本計画に基づき、市立保育所として食育に取り組む。市立保育所の給食業務、および給食内容における問題点を把握し、解決にむける。	保育課	維持	維持
給食の栄養指導・食教育 実践指導	児童・生徒、教職員、保護者を対象に食教育を行い、児童生徒に望ましい食生活を身につけてもらうと共に食生活の基本でもある家庭食生活も改善を促す。	学校財務課 学校給食担当室	維持	維持
学校給食における食育の 実践、地場産物の活用	児童・生徒が自ら健康な身体づくりができるよう、学校給食を活用した食育（食に関する指導）を実践していく。また、地域でとれる食材の活用や郷土料理の伝承について理解を含め、家庭や地域への啓発活動を実践していく。	学校財務課 学校給食担当室	維持	維持

《青年・壮年期》

基本施策 1-③ 健康寿命*延伸のための望ましい食習慣の啓発【重点】

青年期、壮年期世代は進学、就職、結婚、出産、子育てなど、環境の変化から食習慣が乱れやすい時期です。特に男性は30歳代から肥満の人が増えはじめ、女性は20歳代を中心に過度のやせの人が増えています。将来的な健康寿命*の延伸のため、望ましい食習慣に関心を持ってもらえるよう啓発を実施します。

(主な事業)

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
特定健康診査等業務	特定健康診査により、メタリックシンドローム該当者及び予備群を早期に抽出し、栄養指導等の保健指導を実施する。必要に応じて、体重や筋肉量の減少、低栄養等によるフレイルの予防・改善に着目した指導を行う。	国保年金課	維持	維持
「ばくちゃん」 Twitter・Instagram	松戸市の食育シンボルキャラクター「ばくちゃん」のSNSを開設。望ましい食習慣や食育に取り組む事業者の紹介など、若い世代をターゲットにした食育に関する情報発信を行う。	健康福祉政策課	新規	拡大
「簡単健康食習慣」 プロジェクト	「ベジ・ファースト*」や、減塩・野菜の摂取に繋がる中食*の選び方など、健康な食習慣に関心の低い人も取り組みやすいよう、簡単に実践できる方法を多様な媒体で周知する。また、飲食店やスーパー・コンビニなど、食事を提供する事業者との連携を図り、自然と健康になれる環境づくりを行う。	健康福祉政策課	—	新規
松戸市公式クックパッド	若い世代の食習慣の改善等を目的に、レシピサイト「クックパッド」に市公式アカウントを開設し、聖徳大学の学生が考案した簡単なレシピのほか、市の管理栄養士が考案した栄養バランスに配慮したレシピ、松戸市の特産を使ったレシピ等を公表する。	健康福祉政策課 健康推進課	拡大	維持
食育月間に係る啓発	食育月間(6月・11月)に市役所庁舎内での展示、レシピ・啓発資料の配布や、SNSを活用した啓発活動を行い、子育て世代、現役世代、高齢者世代など、各世代が取り組みやすい食生活改善の方法等について周知する。	健康福祉政策課 健康推進課	維持	拡大
健康松戸21応援団	市の健康増進計画を推進するために発足。大学、企業、市民グループ等により構成され、令和4年3月末現在222団体が登録。市と一体となって市民の健康づくりを推進するために市民や従業員などへの健康づくりの知識の普及啓発や事業協力を行う。	健康推進課	拡大	維持
成人歯科健康診査	歯の喪失を 방지、生涯自分の歯で食べられるように、20歳以上の市民を対象に歯科健康診査を実施する。	健康推進課	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
食生活改善サポーター活動	食生活改善サポーターが、食を通じた健康づくり活動を地域で実施するための支援を行う。	健康推進課	維持	維持
食生活講座	生活習慣病*予防のために食生活を振り返り、食生活改善につながる講話等を実施する。	健康推進課	維持	維持
ヘルスボランティア育成支援事業	食生活改善サポーター経験者を中心とした食育ボランティアグループの活動を支援する。	健康推進課	維持	維持
健康週間（口腔保健週間）	市民に口腔保健に関する知識を普及啓発し、歯の喪失を防ぎ生涯自分の歯で食べられる方法を知る機会とする。	健康推進課	維持	維持

基本施策 1-④ 若い親世代への食育の推進

妊娠期や授乳期の女性にとって、自身の健康を保持、増進することは重要です。また、子どもの食習慣の形成には、家庭で食事を用意する保護者の食習慣の影響が大きいとされています。妊産婦や若い父親・母親世代を対象に、家庭でも食育に取り組んでもらえるよう、自身や子どものための望ましい食習慣について啓発を行います。

（主な事業）

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
親子クッキング教室（再掲）	小学校3年生以上の子どもとその保護者を対象に、調理実習・試食という体験学習の場を提供する。	健康推進課	維持	維持
障害児歯科保健指導（再掲）	障害児施設において、通所児や保護者、施設職員に対して口腔ケアの重要性や噛むことの大切さについて指導する。	健康推進課	維持	維持
おやこDE広場・子育て支援センター	栄養士や助産師を招き離乳食等について学ぶ機会や、歯科衛生士による歯の健康と食事の関連性などについて学ぶ機会を提供する。また、施設内でレシピの提供等を行う。	子育て支援課	維持	維持
離乳食教室	月齢に応じた離乳食のすすめ方についての講話とデモンストレーションを行う。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
ママパパ学級開催業務	初妊婦とそのパートナーに対し、親になる自覚や子どもが健康に育つための親自身の食生活及び生活習慣の見直しを促す。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
育児相談	乳児期の親子が心身共に健やかに過ごし、離乳食や保護者の食生活をとおして、健康づくりの基礎をつくる。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
まつどっ子未来のために今（幼児家庭教育啓発）	パートナー講座開催時に脳科学の視点から子育てに大切な「朝ごはん」や「早寝早起き」「親子の触れ合い」等の講義をする。	社会教育課 青少年会館	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
給食の栄養指導・食教育実践指導 (再掲)	児童・生徒、教職員、保護者を対象に食教育を行い、児童生徒に望ましい食生活を身につけてもらうと共に食生活の基本でもある家庭食生活も改善を促す。	学校財務課 学校給食担当室	維持	維持
家庭における食習慣と生活リズムについての 実態把握と分析 (再掲)	市内の児童・生徒の家庭における食習慣と生活リズムについて実態を把握するために3年に一度「食事に関するアンケート」調査を実施。食に関する指導や学校給食の充実を図るとともに、望ましい食事や生活習慣の改善を促進する。	学校財務課 学校給食担当室	維持	維持
1歳6か月児・3歳児 健康診査事業 (再掲)	健康診断・健康相談を通じて、幼児とその保護者に望ましい食生活の習慣を身につけるための支援を行い、健康の保持増進を図る。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭に早期にかかわり、育児に関する不安や悩みを聞きながら助言を行うとともに、適切な保健サービスの提供と社会からの孤立を防ぐことで、虐待の予防を図り、乳児の健全な育成環境を整備する。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
わんぱく歯科くらぶ (再掲)	2歳2か月～3歳5か月児とその保護者に対し、適切なブラッシング法やう蝕予防のための食習慣を指導する。予防法としてフッ化物塗布を行う。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
子育てフェスティバル 栄養相談・ワンポイント講話 (再掲)	子育てフェスティバルにおいて来場者の栄養相談を実施。また、子どもの発育に合わせた食事の工夫についてワンポイント講話を実施。	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持
妊婦歯科健康診査	妊婦に対し、歯科健康診査を実施し口腔の健康意識の向上を図る	子ども家庭相談課 母子保健担当室	維持	維持

《高齢期》

基本施策 1-⑤ 低栄養の予防

高齢者は加齢による身体変化と体力の低下が見られ、介護予防のための食生活が重要となります。高齢者でも取り組みやすい低栄養の予防方法や多様な食品の摂り方などの知識の普及を図ります。

(主な事業)

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
特定健康診査等業務 (再掲)	特定健康診査により、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を早期に抽出し、栄養指導等の保健指導を実施する。必要に応じて、体重や筋肉量の減少、低栄養等によるフレイルの予防・改善に着目した指導を行う。	国保年金課	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査により、生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防する。フレイルなどの高齢者の特性を把握するため、質問票で確認を行う。	国保年金課	維持	維持
食育月間に係る啓発（再掲）	食育月間(6月・11月)に市役所庁舎内での展示、レシピ・啓発資料の配布や、SNSを活用した啓発活動を行い、子育て世代、現役世代、高齢者世代など、各世代が取り組みやすい食生活改善の方法等について周知する。	健康福祉政策課 健康推進課	維持	拡大
高齢者の食生活講座	健康寿命*の延伸のため、健康と食生活についての講話等を実施する。	健康推進課	維持	維持
フレイル予防事業	専門職が通いの場などに出向き、低栄養を含めたフレイル予防について講話、体力測定などを行う。 フレイルハイリスク者への家庭訪問など個別支援を行う。	健康推進課	維持	維持
会食会	地区社協において独居高齢者を対象としたふれあい会食会や配食、児童生徒との交流会などを実施しており、その活動を支援する。	地域福祉課	縮小	維持

基本施策 1-⑥ オーラルフレイルの予防

加齢による口腔機能や嚥下機能の低下（オーラルフレイル）は食生活に支障をきたし、心身の健康上のリスクが高まります。高齢者世代に向けた口腔機能維持の重要性や予防方法に関する啓発に取り組みます。

（主な事業）

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
成人歯科健康診査（再掲）	歯の喪失を 방지、生涯自分の歯で食べられるように、20歳以上の市民を対象に歯科健康診査を実施する。	健康推進課	維持	維持
健康週間（口腔保健週間）（再掲）	市民に口腔保健に関する知識を普及啓発し、歯の喪失を防止生涯自分の歯で食べられる方法を知る機会とする。	健康推進課	維持	維持
フレイル予防事業	専門職が通いの場などに出向き、オーラルフレイルを含めたフレイル予防について講話、体力測定などを行う。 歯科健診のデータから抽出した口腔機能低下者への家庭訪問など個別支援を行う。	健康推進課	維持	維持

基本目標 2 食に関わる社会・環境・文化の整備

基本施策 2-① 生産者との交流や農作業体験の推進【重点】

食育に関する市民アンケート調査の結果では、野菜や果物などの栽培をしている市民の割合は減少傾向にあります。また、市内の農業従事者や耕地も減少が続き、本市の農業を取り巻く状況の悪化が懸念されます。生産者との交流や農作業体験の機会を増やし、生産者への理解や感謝の気持ち、食への関心を高めます。

(主な事業)

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
観光梨園	松戸市観光梨園組合連合会への補助金を交付する。	にぎわい創造課	維持	維持
オーナー農園	これまでのオーナー農園事業を拡大し種まき・除草・収穫といった一連の作業に携わることで地産地消*・食育の推進を図り、都市農業への理解を求める。	農政課	維持	拡大
農地活用促進事業 (市民農園)	市民農園の利用普及を図り、市民の農業体験の場を増やす。	みどりと花の課	維持	維持
小中学校等での農業体験	総合的な学習や校外学習での農業体験及び栽培活動を通して、収穫の喜びを味わうなどとして、食育の醸成を図る。	学習指導課	維持	維持
親も楽しむ米づくりと 展示づくり — 小学生学芸員になろう —	1年を通じて米づくり作業を体験し、その成果を展示で発表する。	文化財保存活用課 博物館	縮小	維持

基本施策 2-② 地産地消*の推進、松戸の特産物のPR

食育に関する市民アンケート調査の結果では、松戸市産、千葉県産の食材を意識的に購入する人の割合が減少傾向にあります。

松戸市内で生産された農産物の販路の拡大や安定供給、PRを通じて、地産地消*の推進や特産物の魅力を向上し、農業の振興を図ります。

(主な事業)

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
観光梨園 (再掲)	松戸市観光梨園組合連合会への補助金を交付する。	にぎわい創造課	維持	維持
公設地方卸売市場	卸売市場における生鮮農産物(松戸産を含む)の取扱実績等の情報提供を行う。	消費生活課	維持	維持
農産物ブランド化	松戸産農産物ロゴマークである「みのりちゃん」着ぐるみをイベント等で活用し、松戸産野菜を周知し、販売の促進を図る。	農政課	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
産地直売所	大農業まつり等で新鮮で安全安心な地場野菜の販売をすることで、市内農家の直売を推進し、地場野菜の消費拡大を図る。	農政課	維持	維持
保育所給食における食育の実践、地場産物の活用（再掲）	子どもの健やかな発育・発達を支えていくことを目指し、公立保育所給食を活用した食育（食に関する指導等）を実践していく。また、地域でとれる食材の活用や季節の行事食について理解を深め、家庭への啓発活動を実践していく。	保育課	維持	維持
松戸えだまめ学校給食（再掲）	ブランド化した松戸えだまめのPRとして、松戸えだまめについて紹介し、当日の給食で児童に松戸えだまめを食べてもらう。	農政課	維持	維持
学校給食における食育の実践、地場産物の活用（再掲）	児童・生徒が自ら健康な身体づくりができるよう、学校給食を活用した食育（食に関する指導）を実践していく。また、地域でとれる食材の活用や郷土料理の伝承について理解を含め、家庭や地域への啓発活動を実践していく。	学校財務課 学校給食担当室	維持	維持

基本施策 2-③ 行事食、郷土料理の保護や継承

日本には季節ごとの行事食や地域に根差した郷土料理、ユネスコ無形文化遺産*にも登録された和食など、固有の食文化があります。しかし、ライフスタイルの変化や、食の欧米化などにより、この食文化が少しずつ失われつつあります。行事食や郷土料理、和食などに触れる機会を増やし、食に関する文化の保護や継承を図ります。

（主な事業）

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
二十世紀梨を通じた鳥取県との交流	松戸ゆかりの梨の歴史を知り、郷土への理解を深める。	にぎわい創造課	維持	維持
保育所給食における食育の実践、地場産物の活用（再掲）	子どもの健やかな発育・発達を支えていくことを目指し、公立保育所給食を活用した食育（食に関する指導等）を実践していく。また、地域でとれる食材の活用や季節の行事食について理解を深め、家庭への啓発活動を実践していく。	保育課	維持	維持
徳川アイスを作ろう！	戸定邸にゆかりのある徳川昭武が、兄・慶喜に送ったレシピをもとに親子でアイスを作る。	社会教育課 青少年会館	維持	維持
常設展示・企画展示	市民や松戸の歴史を学びたい人を対象に、郷土の歴史・文化を紹介、展示する。	文化財保存活用課 博物館	維持	維持

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
食に関する本の選書	郷土食や食に関する本を図書館等に配置し、食育への関心を高める。	図書館	維持	維持
学校給食における食育の実践、地場産物の活用（再掲）	児童・生徒が自ら健康な身体づくりができるよう、学校給食を活用した食育（食に関する指導）を実践していく。また、地域でとれる食材の活用や郷土料理の伝承について理解を含め、家庭や地域への啓発活動を実践していく。	学校財務課 学校給食担当室	維持	維持

基本施策 2-④ 食品ロス削減、環境に配慮した消費の普及

日々の食生活は自然の恩恵の上に成り立ち、食料の生産から消費に至るまで様々な人の活動によって支えられています。SDGsの観点からも、健全な食生活の基盤となる持続可能な食料の生産・消費形態の確保が求められます。食品ロス削減やエシカル消費*など、食の循環や環境への意識、食に携わる人々への配慮に繋がる食育を推進します。

また、食品ロスの削減に関しては、「松戸市ごみ処理基本計画」内に定める「食品ロス削減推進計画」の内容も踏まえ、推進を図ります。

（主な事業）

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
消費者への学習支援	消費生活に関する知識を必要とする市民に対し、情報の提供や各種講座を開催する。	消費生活課	維持	維持
学校給食残渣資源化モデル事業	市内の小中学校から排出される給食残渣を飼料として資源化し、食品廃棄物の再生利用を推進する。	廃棄物対策課	拡大	維持
環境学習・クリンクルキャラバン	ごみ減量に関する環境学習及び市民説明会を開催し、その中で食品ロスについても啓発する。	廃棄物対策課	維持	維持
クリンクル協力店	食品ロス削減等に取り組む小売店や飲食店を「クリンクル協力店」として認定し、市ホームページ等で紹介する。	廃棄物対策課	維持	維持
生ごみ処理容器等購入の促進	補助金の交付により生ごみ処理容器等の購入を促進する。	環境業務課	拡大	維持
生活困窮者支援フードバンクの普及啓発	社会福祉協議会及びフードバンクちばが実施するフードバンク*・フードドライブ活動について、市ホームページ等で周知する。	地域福祉課	維持	維持

基本施策 2-⑤ 食の流通や安全・安心に関する情報の提供

食の安全性は、市民の健康維持や望ましい食習慣を実現するうえでの基礎となるものです。食の安全を市民自らが判断して選択できるよう、知識の普及や食品の安全性に関する情報を提供していきます。

(主な事業)

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
消費者への学習支援 (再掲)	消費生活に関する知識を必要とする市民に対し、情報の提供や各種講座を開催する。	消費生活課	維持	維持
消費生活モニター	消費生活モニターを通じて消費生活に関する意見や要望を聞き、行政に取り入れる。	消費生活課	維持	維持
公設地方卸売市場 (再掲)	卸売市場における生鮮農産物(松戸産を含む)の取扱実績等の情報提供を行う。	消費生活課	維持	維持
農産物安全対策推進事業	生産者の希望に応じて放射性物質検査を実施し、一部の農産物及び土壌の放射線物質の濃度を把握し、農産物等の安全確認を行うとともに、今後の対策に資する取り組みを推奨する。	農政課	縮小	維持
食中毒予防の情報提供	保健所との連携により、夏季に多い食中毒の発生予防のための注意報、警報を発令し、予防のための情報提供を行う。	健康福祉政策課	維持	維持

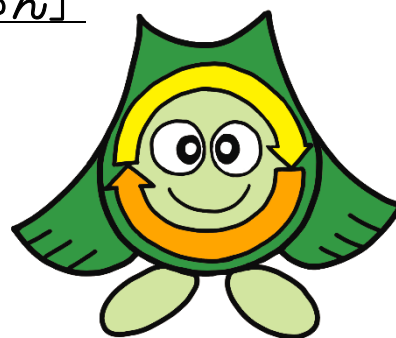
コラム⑧

松戸市ごみ減らしシンボルキャラクター「クリンクルちゃん」

「クリンクルちゃん」は、平成2年に市民公募により名づけられた、ごみ減らしシンボルキャラクターです。

松戸市の地図をモチーフとしたフクロウで、松戸市のイメージカラーである緑色をしています。

ごみのリサイクルをシンボライズした矢印を胸に抱き、ごみの減量や食品ロス削減のために日々活動しています。



基本施策 2-⑥ 大学・事業者との連携による食育の推進

学業や仕事で多忙な世代は、個人や各家庭で食育に取り組むことが難しい場合があります。大学や事業者と連携し、食育に繋がる商品・食事の提供や啓発活動などを行うことで、市民が自然と望ましい食習慣を身に付けられる環境づくりを図ります。

また、1日の多くの時間を過ごす大学や職場内でも、在籍する学生や従業員が望ましい食習慣を実践できるよう、大学や事業者に働きかけます。

(主な事業)

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
クリンクル協力店 (再掲)	食品ロス削減等に取り組む小売店や飲食店を「クリンクル協力店」として認定し、市ホームページ等で紹介する。	廃棄物対策課	維持	維持
「ぱくちゃん」 Twitter・Instagram (再掲)	松戸市の食育シンボルキャラクター「ぱくちゃん」のSNSを開設。簡単に取り組むことができる食習慣の改善方法や、食育に取り組む事業者の紹介など、若い世代をターゲットにした食育に関する情報発信を行う。	健康福祉政策課	新規	拡大
松戸食育まつり (再掲)	小学生までの児童とその保護者を対象に、望ましい食習慣等に関する体験型のイベントを実施する。 イベントは食品関連事業者による講演や市内大学の学生ボランティアによる協力等、協働により実施する。	健康福祉政策課	維持	拡大
健康松戸21応援団 (再掲)	市の健康増進計画を推進するために発足。大学、企業、市民グループ等により構成され、令和4年3月末現在222団体が登録。市と一体となって市民の健康づくりを推進するために市民や従業員などへの健康づくりの知識の普及啓発や事業協力を行う。	健康推進課	拡大	維持
学生によるレシピ考案	若い世代の食習慣の改善等を目的に、当事者である聖徳大学の学生に若い世代でも作りやすいレシピを考案してもらい、市公式クックパッド等で公表する。	健康福祉政策課 健康推進課	拡大	維持
「簡単健康食習慣」 プロジェクト (再掲)	「ベジ・ファースト*」や、減塩・野菜の摂取に繋がる中食*の選び方など、健康な食習慣に関心の低い人も取り組みやすいよう、簡単に実践できる方法を多様な媒体で周知する。また、飲食店やスーパー・コンビニなど、食事を提供する事業者との連携を図り、自然と健康になれる環境づくりを行う。	健康福祉政策課	—	新規

基本施策 2-⑦ 共食*の効用の啓発と推進

家族や友人と一緒に食事をとることは、食事の楽しさを感じるだけではなく、マナーや食に関する知識を身に付けられるなど、心身に良い影響をもたらします。しかし、ライフスタイルの変化や新型コロナウイルス感染症の影響により、その場面は減少しています。感染症対策にも配慮した食事の機会を提供し、共食*を推進します。

(主な事業)

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
料理教室	地区社会福祉協議会において、男性等を対象にした料理教室を実施する。	松戸市社会福祉協議会 (地域福祉課)	縮小	維持
会食会 (再掲)	地区社協において独居高齢者を対象としたふれあい会食会や配食、児童生徒との交流会などを実施しており、その活動を支援する。	地域福祉課	縮小	維持
おやこDE広場・子育て支援センター (再掲)	ランチタイムを設定し、利用者同士交流しながら食事を楽しむ。	子育て支援課	維持	維持
児童館・こども館・中高生の居場所 (再掲)	調理体験型イベントやランチタイムの設定、飲食スペースの提供を行い、子どもが食に触れられる環境を作る。	子どもわかもの課	維持	拡大
子ども食堂	市内の子ども食堂*の一覧や活動状況を市ホームページに掲載する等し、情報提供する。また、新規・既存の子ども食堂*に対し財政的支援を行い、拡充を図る。	子ども政策課 子どもの未来応援担当室	維持	拡大

基本目標 3 新たなライフスタイルやデジタル化に対応した食育の推進

基本施策 3-① 無理なく実践できる望ましい食習慣の提案・啓発【重点】

多忙な現役世代の市民が無理なく望ましい食習慣を実践できるよう、簡単に取り組める食習慣改善の方法や、外食・中食*を利用する時でも健康的な食事をとる方法を提案するなど、現代のライフスタイルに配慮した食育を推進します。

(主な事業)

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
食育月間に係る啓発 (再掲)	食育月間(6月・11月)に市役所庁舎内での展示、レシピ・啓発資料の配布や、SNSを活用した啓発活動を行い、子育て世代、現役世代、高齢者世代など、各世代が取り組みやすい食生活改善の方法等について周知する。	健康福祉政策課 健康推進課	維持	拡大

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
松戸市公式クックパッド (再掲)	若い世代の食習慣の改善等を目的に、レシピサイト「クックパッド」に市公式アカウントを開設し、聖徳大学の学生が考案した簡単なレシピのほか、市の管理栄養士が考案した栄養バランスに配慮したレシピ、松戸市の特産を使ったレシピ等を公表する。	健康福祉政策課 健康推進課	拡大	維持
「ばくちゃん」 Twitter・Instagram (再掲)	松戸市の食育シンボルキャラクター「ばくちゃん」の SNS を開設。望ましい食習慣や食育に取り組む事業者の紹介など、若い世代をターゲットにした食育に関する情報発信を行う。	健康福祉政策課	新規	拡大
「簡単健康食習慣」 プロジェクト (再掲)	「ベジ・ファースト*」や、減塩・野菜の摂取に繋がる中食*の選び方など、健康な食習慣に関心の低い人も取り組みやすいよう、簡単に実践できる方法を多様な媒体で周知する。また、飲食店やスーパー・コンビニなど、食事を提供する事業者との連携を図り、自然と健康になれる環境づくりを行う。	健康福祉政策課	—	新規

基本施策 3-② デジタルツールを活用した食育の推進

若い世代に食への関心を持ってもらうという観点や、感染症対策の観点から、オンラインイベントの開催や SNS による広報・啓発活動など、デジタルツールを活用した食育の推進を図ります。

(主な事業)

事業名称	事業内容	担当課	平成30年度から令和4年度の取組状況	令和5年度以降の方向性
「ばくちゃん」 Twitter・Instagram (再掲)	松戸市の食育シンボルキャラクター「ばくちゃん」の SNS を開設。望ましい食習慣や食育に取り組む事業者の紹介など、若い世代をターゲットにした食育に関する情報発信を行う。	健康福祉政策課	新規	拡大
松戸市公式クックパッド (再掲)	若い世代の食習慣の改善等を目的に、レシピサイト「クックパッド」に市公式アカウントを開設し、聖徳大学の学生が考案した簡単なレシピのほか、市の管理栄養士が考案した栄養バランスに配慮したレシピ、松戸市の特産を使ったレシピ等を公表する。	健康福祉政策課 健康推進課	拡大	維持

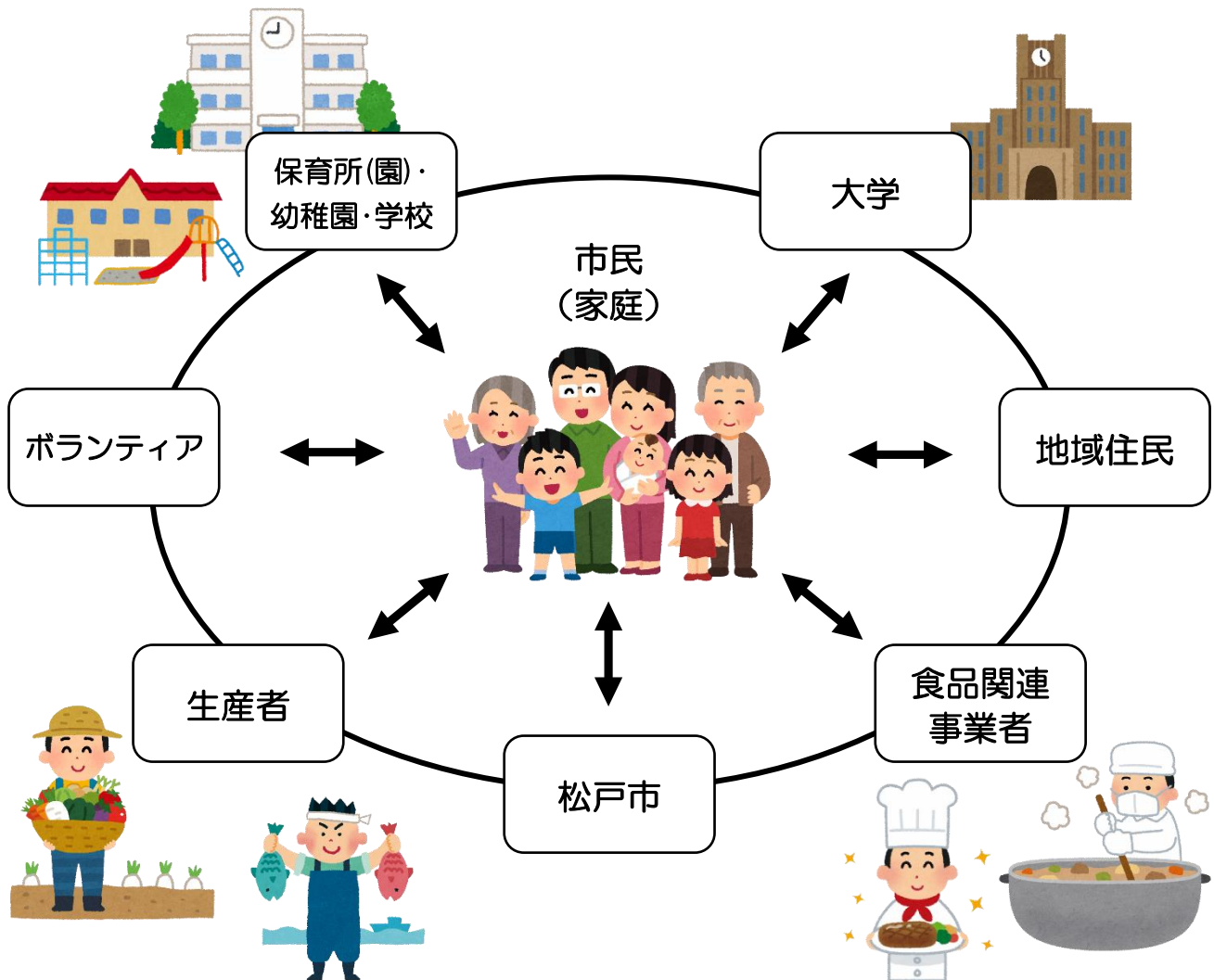
5. 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、市のみならず、一人ひとりの市民や各家庭、地域住民、ボランティア、保育所(園)・幼稚園・学校、生産者、食品関連事業者など、食に関わる市民や組織などが相互に連携して、食育の推進に取り組む姿を目指します。

本市では、食育を推進するための組織として、有識者や関係団体から成る「松戸市食育推進会議」を設置し、多様な視点から食育推進計画の策定や、食育に関する事業について調査、審議を行っています。

また、本市の特徴の1つとして、市内にある4つの大学(千葉大学園芸学部、聖徳大学、流通経済大学、日本大学松戸歯学部)とも連携・協働して事業を実施していることが挙げられます。その特徴を活かし、若い世代の食育の推進にも力を入れて取り組みます。



(2) 目標値

本計画の基本目標や本市の食に係る課題、国及び千葉県が掲げる目標等を踏まえ、以下の8つの目標値を設定し、達成に向けて取り組みます。

No.	項目	現状値			目標値
		国 (R1 又は R2)	千葉県 (R1 又は R2)	松戸市※1 (R3)	
1	食育に関心のある市民の割合	83.2%	68.1%	66.2%	90%以上
2	朝食を欠食する子どもの割合※2	—	—	小学2年生 1.9%	0%
		小学6年生 4.6%	小学5年生 3.1%	小学5年生 4.4%	
		—	中学2年生 5.1%	中学2年生 7.1%	
3	朝食を欠食する若い世代※3の割合	21.5%	22.5%	20歳代 18.9% 30歳代 18.3%	10%以下
4	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上とっている市民の割合	36.4%	49.7%	51.0%	70%以上
5	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上とっている若い世代※3の割合	27.4%	32.6%	20歳代 26.2% 30歳代 37.3%	40%以上
6	生活習慣病*の予防や改善のために適正体重の維持や減塩食などを実践する市民の割合	64.3%	—	64.6%	75%以上
7	農作業や野菜等の栽培を趣味とする市民の割合	65.7%※4	49.4%※4	32.5%	40%以上
8	食品ロス削減を意識して食材を購入、調理、外食時に注文している市民の割合	76.5%	81.9%	84.6%	90%以上

※1 出典：松戸市「令和3年度食育に関する市民及び大学生アンケート調査」（項目2を除く）

※2 出典：松戸市教育委員会「令和3年度食事に関するアンケート調査」

※3 「若い世代」は20歳代及び30歳代。国・県の現状値は20歳代と30歳代を統合した値。

※4 国・県の現状値は「農林漁業体験に参加したことがある」者の割合として参考記載。

(3) 計画期間中のスケジュール

年度	主な内容
令和5年度	計画の周知、モデル事業の検討・実施
令和6年度	モデル事業の実施
令和7年度	モデル事業の改善・実施
令和8年度	モデル事業の改善・実施、市民アンケート調査の実施
令和9年度	モデル事業の実施・評価、次期計画の策定

6. パブリックコメントによる意見募集

①意見募集期間

令和5年1月4日(水)から令和5年2月3日(金)まで

②意見提出者数 及び 件数

提出者数：5名

提出件数：11件

③意見に対する回答

下記ホームページにて公表

○松戸市ホームページ「第4次松戸市食育推進計画(案)のパブリックコメント(意見募集)手続きの実施結果を公表します」

https://www.city.matsudo.chiba.jp/shiminnokoe/pabu_come/kekka-houkoku/shoku_plan4_pcresult.html



参考資料

1. 関係法令
2. 松戸市食育推進会議
3. 用語解説

1. 関係法令

食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病*の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率*の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率*の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率*の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する

団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(以下、省略)

2. 松戸市食育推進会議

(1) 松戸市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、松戸市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、食育の推進に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 食育に関する事業の効果的な推進に関する事項
- (2) 食育推進計画の策定並びにその普及及び推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 消費者
- (5) 生産者
- (6) 食品関連事業者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 推進会議は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

2 部会は、推進会議の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、推進会議の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第9条 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(意見の聴取等)

第10条 推進会議及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市食育推進会議委員	日額 8,500円
-------------	-----------

(2) 松戸市食育推進会議委員

(令和4年4月1日現在)

区分	No.	所属	肩書	氏名
学識経験者	1	東京農業大学	嘱託教授	大江 靖雄
	2	千葉大学	准教授	三島 孔明
	3	聖徳大学	准教授	祓川 摩有
	4	流通経済大学	教授	古井 恒
	5	日本大学松戸歯学部	准教授	後藤田 宏也
教育関係者	6	松戸市校長会	松戸市立馬橋小学校 校長	横山 潤子
	7	松戸市学校栄養士会	松戸市立馬橋北小学校 主査栄養士	來島 史枝
医療関係者	8	松戸市医師会	理事	奥隅 廣人
	9	松戸歯科医師会	副会長	小泉 裕史
消費者	10	松戸市PTA連絡協議会	顧問	豊田 周弘
	11	松戸市消費者の会	会長	後藤 淳子
	12	松戸市社会福祉協議会	明第1地区社会福祉協議会 役員	毛利 多壽子
生産者	13	とうかつ中央農業協同組合	松戸市無農薬栽培研究会 会長	川村 博文
食品関連事業者	14	松戸商工会議所	商業部会 理事	芝内 健治
その他市長が必要と認める者	15	松戸市私立幼稚園連合会	第二かきのき幼稚園 園長	松浦 博江

(敬称略)

3. 用語解説

行	用語（掲載項）	解説
あ行	エシカル消費 (p.49)	エシカルとは「倫理的」という意味で、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。 地産地消や食品ロス削減の取組などは、環境問題を考慮したエシカル消費の1つと考えられます。
か行	核家族 (p.4, 14)	家族形態の一つで「夫婦のみ」、「夫婦と子」、「一人親と子」のいずれかからなる世帯をいいます。
	共食／孤食 (p.2, 4, 38, 40, 51)	家族や友人などと一緒に食卓を囲んで食事することを「共食」といいます。コミュニケーションを取りながら食事することで、食事の楽しさ、挨拶、マナー、食に関する知識を身に付けられると考えられています。反対に、一人で食事をとることを「孤食」といいます。
	経営耕地 (p.18)	一定規模の農林産物の生産を行う（または委託を受けて農林業作業を行う）者が経営している田、樹園地、畑などの耕地をいい、自ら所有して耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計を指します。
	健康寿命 (p.2, 3, 5, 9, 38, 40, 43, 45)	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいいます。
	子ども食堂 (p.52)	地域のボランティアが子どもたちに、無料または安価で栄養のある食事を提供する、地域交流の取り組みの一つです。子どもや親子連れに限らず、地域の方が利用できる施設もあります。
さ行	食料自給率 (p.2, 7, 58, 59, 60)	国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標です。 重量で計算する「品目別自給率」と、共通の物差しで単位を揃えて計算する「総合食料自給率」の2種類があります。 このうち総合食料自給率は、熱量で換算する「カロリーベース」と、金額で換算する「生産額ベース」があります。
	生活習慣病 (p.2, 5, 44, 55, 58)	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に関与する疾患です。 がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの疾患が含まれます

行	用語（掲載項）	解説
さ行	生産緑地地区 (p.21)	公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ市街化区域内にある農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度です。 生産緑地地区は農地等として管理することが義務づけられ、農地等以外の利用はできません。また、法で定められた施設等を除き、建築、土地の形質の変更などの行為が制限されます。
た行	地産地消 (p.30、35、40、47)	地域で生産された農林水産物をその地域で消費することです。地域の農林水産業や経済の活性化、輸送に係るエネルギー消費の削減などのメリットがあります。 千葉県内での地産地消は、「地」を「千」の字に置き換え「千産千消」と表現されることがあります。
な行	中食(なかしょく) (p.2、4、29、43、50、51、52)	惣菜店やコンビニ・スーパーなどで弁当や惣菜などを購入したり、外食店のデリバリーを利用するなど、家庭外で商業的に調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事をさします。単身者・高齢者の世帯のみでなく、全世帯で中食の利用は増加傾向にあります。
	農林業センサス (p.18)	政府が農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成するために5年ごとに実施している調査です。
は行	販売農家 (p.18)	経営耕地の面積が30a以上、または農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。
	BMI (p.5、6)	BMI (Body Mass Index) は体格指数の一つで、肥満の程度を判定する指標です。〔体重(kg)〕÷〔身長(m)の2乗〕で求められます。 疾病のリスクが男女共に最低となる22.0が理想とされ、18.5未満が低体重、25.0以上が肥満とされます。
	フードバンク (p.7、49)	安全に食べられるのに流通に出すことができない食品を企業や農家などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。家庭から食品を寄贈してもらう活動はフードドライブと呼ばれます。
	ベジ・ファースト (p.43、51、52)	食事の時に野菜から食べ始めることをいいます。野菜の食物繊維の働きで血糖値の急激な上昇を防ぐことができるなど、生活習慣病の予防に効果があるとされています。
ま行	無形文化遺産 (p.48)	ユネスコ (UNESCO: 国際連合教育科学文化機関) が定める芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習と密接に関わっているもののことです。 2003年のユネスコ総会において、「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、条約の策定段階から積極的に関わってきた日本は、2004年にこの条約を締結しています。

第4次松戸市食育推進計画

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)

発行 松戸市健康福祉部健康福祉政策課
〒271-8588 松戸市根本 387 番地の5
(TEL)047-704-0055 (FAX)047-704-0251
(Email)mckenhuku@city.matsudo.chiba.jp

令和5年(2023年)3月

